

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第77卷

第25集第7号～第25集第12号(昭和17年7月～12月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第77卷目次】

第25集第7号 昭和17(1942)年7月10日発行

第25集第8号 昭和17(1942)年8月10日発行

第25集第9号 昭和17(1942)年9月1日発行

第25集第10号 昭和17(1942)年10月20日発行

第25集第11号 昭和17(1942)年11月10日発行

第25集第12号 昭和17(1942)年12月10日発行

建築と社會

12

日本建築協會

第25輯 第12號

昭和17年12月1日

三星印



設計

施工

三星印岩綿製品

防音・保温・耐火裝置

三星岩綿ブロック構成の防音裝置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社

電話土佐堀(44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區岩本町三番地

三星産業株式會社

電話浪花④0072番



株式會社

淺沼組

營業所 東京・名古屋・廣島・京城・奈良

電話南 ⑦

大阪市天王寺區石ヶ辻町
九八七七
七八三三
八七五三
三八〇
(三)(二)

專賣特許

ローアス

セメント防水剤



ローアス防水工法責任施行

岡城化学工業株式會社大阪營業所

大阪市西區京町堀一丁目 (電)土佐堀(44)825 3825

東京營業所 東京市渋谷区金王町五 (電)青山 3810

広島營業所 広島市數院町一八 (電)中(2)1344

満川団塊代理店 株式会社 大信洋行建材部



日英米特許及実用新案登録百數十件所有

大野式防火捲上ヶ戸

〔特許大野式シャッター〕

主要製品

大野式シャッター

大野式ルーブルシャッター

大野式融金付自動開鎖戸

大野式工場用軸承

大野式轉子入軸筐・戸車

各種防火扉・鋼製建具類

應用特殊機械類設計製作

株式會社 大野製作所

本社 { 東京市芝区三田四國町二番地

三田工場 { 電話三田(45)3737・3738・3787

板橋工場 東京市板橋区志村町一五九二番地 電話赤羽 2768・3272

大阪詰所 大阪市此花区上福島中二丁目六十番地 電話福島 45588

株式會社

本社 大阪市東區上本町四丁目六一〇

木村組

電話南 (七)

工作所南 (七)

六六六
〇〇〇
〇〇〇
七六五
番 番

建 築 と 社 會

第25輯 第12號 昭和17年12月發行

十 二 月 號

目 次

最近の住宅問題と市營住宅の概況……………	三宅美代治…	(1)
醫學上より見たる最近の住宅問題……………	深山杲…	(4)
組立住宅の社會性……………	高木直幹…	(7)
滿洲國に於ける建築勞務者に就て……………	湯川浩…	(9)
建築とジャーナリズム……………	安孫子三雄…	(13)
技術者と鍊成……………	田中彌…	(17)
劇場餘録……………	小泉嘉四郎…	(20)
合力線のトラス解法への應用(1)……………	寺門四志猪…	(27)
建築と防空展……………	尾龜記…	(34)
☆紫 煙 室☆		
光 と 視 感……………	津田 鑿…	(38)
會 報……………		(40)

會

告

菖蒲池厚生住宅展覽會開催

本會創立廿五年記念事業の一として豫て奈良縣生駒郡伏見村大字菅原900の1地に建築中の菖蒲池厚生住宅は此程竣工仕候 就而11月27日は關係各位を御招待、28日より下記の通り展覽會開催仕候條知已御誘合せ御來觀被下度此段御案内申上候

昭和17年11月

主 催

社 團 法 人 日 本 建 築 協 會

後 援

關 西 急 行 鐵 道 株 式 會 社

財團法人 帝塚山學園 後援會

1. 時 11月28日～12月6日

午前10時～午後4時

2. 所 菖蒲池厚生住宅展覽會場

(關急奈良線菖蒲池驛下車南へ約5丁松林池邊)

3. 出品者 (8社 24棟)

上 田 組 大 林 組 岡 本 工 務 店

木 村 組 清 水 組 双 星 社

竹 中 工 務 店 藤 木 工 務 店

本會會旗懸賞圖案入選者發表

豫て本誌7、8月號誌上を以て發表募集中の上記懸賞圖案は審査の結果下記の通り入選者を決定した。

佳 作 (五名) 賞牌並賞金30圓宛

安 孫 子 三 雄

神戸市兵庫區松本通7の6の3

石 田 定 文

大阪府南河内郡富田林町東板持

宇 賀 神 行 一

埼玉縣入間郡豐岡町扇町1267

平 尾 敏 也

神奈川縣鎌倉郡片瀬町南濱

星 廣 文

大阪府茨木町泉町801

昭和17年12月

社 團 法 人 日 本 建 築 協 會

最近の住宅問題と 市営住宅の概況

三宅 美代治

1.

時局住宅対策として政府が打つた手に周知の通り住宅營團と貸家組合の二つがある。當路者としてその育成に関心を持つのも無理からぬ事である。一體營團と云ふ言葉も初耳なら、その正體も初ものであり、恐らく獨逸ナチズムの經營觀が多分に翻譯せられたと、私には思へる。獨逸の經營(Betrieb)は企業家個人の利益追及に非ずして民族共同體の爲のより高次なる目的經營であるとする。同時に又その構成員は企業家から労働者迄全員この高次目的に統合包攝せられ、其處には主張すべき個我的存在は無く一團としての、奉仕統體(Totalität)を形成するものとする。

營●はこの意味の Betrieb を指し、團●はこの意味の Totalität を言はんとするものゝ様に私には思へる。經營であるが爲には單なる舊來の社會事業の様に救濟的である事は許されないものであつて、民族共同體の發展の爲に何程經濟的進展を遂げても不可は無い譯であり、茲に收支と云ふ事が先づ考へられ様とし、成程又その必要も肯定せられるのである。又奉仕統體である事の當然の代償として、社會的名譽(Soziale Ehre)が賦與せられんとし其處に壓うかすると勢ひ舊來の公務員的存在形式に成り勝ちでもあるのである。營團の行き方を見てゐると此二つの點が可成強調せられてゐる様に私には思へる。

2.

住宅營團の建設方針が著しく狹隘なものになりその質設備が全く窮極的と考へられるものに立到つてゐるのも勿論戦時下の止むを得ざる措置でもあるであらうが、又一面低物價政策に對處しつつ前述の通り經營と云ふ事が可成強く考へられるが爲の苦心の結果でもあるに相違ない。

成程翻つて考へるに大阪市自身の經驗からしても吾國に於ける住生活が尙全般的には民度的に強い慾求となる程社會政策的意義を持つて來てはゐないかも知れない。「折角考へて提供した家も住み方を知らぬ手合にかゝつては閉口だ」と云ふ嘆息に適稱するものも多いかも知れない。然しその爲めに或種の國民的疾苦や宿弊を徒らに遠巻きにして吠えてゐると云ふのではないのであつて、是には不良地區改良事業法が制定せられたと同様の深慮が新しい社會觀の下に要請せられなければならない。此種の考慮と經營との齟齬(實は本質的には當然相埒同すべきものと私は考へるのであるが)は私はもつと大きな國策的立場から政府の打つ手があつてよいのではないかと考へる。軍需生産委員は戦争目的の人的資源であり健民運動(施設的)は國家總力の根元培養であるとすれば尙更の事である。その爲に租税の一層の高度累進制が採用せられても少しも國民生活の脅威となる事は無からうではないか。

3.

住宅營團の組織運営が頗る官廳的だと云ふ人がある。或ひは企業が奉仕精神に没入するが故にさう見えるのかも知れない。果して然らばこの様な批判は新社會觀と云ふか營團の素性と云ふかさうしたものゝ理解しないからの事であつて公私の區別無く凡ての事業が經營で無ければならず又凡ての事業が社會政策を實踐するものであるべきだとさへ考へる私にとつて營團の行き方が奉仕的統體の面に於て正に官廳的である事は肯定出来るのである。然し舊來の考へ方からすれば官廳は行政を事業は民間でと云つた一つの型があり従つて官廳と云ふ事が往々非經營的非能率的或ひは又高踏的と云ふか名譽的と云ふか奉公的と云ふかさう云ふ

主面を持つたに對し民間と云ふ事が非公共的非奉仕的或ひは又實際的と云ふか活動的と云ふか生産的と云ふかさう云ふ主面を持つた事は争はれない。これは法律立論の公私の區別を見ても直ぐ判る理窟である。共同體理念はこの兩者の長所を唯各々の特質としないで渾然一體としてその長所だけを高度に發揮する方法如何と云ふ所に發足するものと考へられるのであつて活動統體としての營團もその經營の面からする時たゞ收支のバランスと云ふ事では無く如上の妙諦を捕捉したものであらねばならぬ事と私は思ふ。

4.

貸家組合の結成も其後餘程進捗した様であるが結成を嚮導する側は必ずそれが企業として成立しつつ而も國策の一翼を負托するものと云ふのであるが恐らく首肯の上での加入と云ふのでは無く修繕用資材の優先位ひの思惑からか或ひは中には社會的な壓力に依つてだけのものも皆無とは云へないであらう。事實現下の組合員數が家主層の幾パーセントに過ぎず或ひは全員加入の曉に於てもそれは住生活の貴重な統計資料を得る便縁とはなつても事業的期待の多大なるものを之に掛け國策遂行の急速手段の對象とするには遂に不適當であるのでは無からうかと思はれる。と云ふのは從來の貸家經營に就いて 1. 企業的經營と云ふ底のものが尠い事 2. 私生活安定の簡易なる方途として不動産所有を選んだと見られ従つて頗る消極的な動機によるものが多い事 3. 事業自體よりも利潤計算を主眼とした動機によるものが多い事等が考へられるからであつて假りに如上の列記が全て該切しないとしても此種の民間組合に期待するには過りにも時局が緊迫してゐる。勿論此種組合の結成は完成してあるに越した事は無く結構な事に相違ないが現下の住宅對策は麼うしても利念を蟬脱した組織體即ち住宅營團と公共團體を中心にして必要にして且つ充分とする考究がなされなければならぬと私は思つてゐる。それは常に量的擴充の一本槍では無く長期戦を前提としての國民の住生活の全般對策でなければならぬ。曰く新舊家賃の均衡、曰く住宅規畫の統制、曰く居住地區の設定等と云つたものが差當つても頭に浮んで來る。新舊

家賃を現在の様な膏藥張りの儘でおく事は何としても有ゆる住宅對策の障害であるし、單價、坪數、空地面積等住宅規畫の統制は國民生活の均衡を得る所以であり、居住地區の整理は工場勞務確保の最も直裁なる手段であり之等のものは凡て住宅法、(戰時住宅法でもよろし)の中に包含せられて可なるものであらうと思はれる。共同體理念の究局は人間生長の芽である本能 (Posesive Impuls) と云ふ奴を如何に巧みに取入れ且つ仕生かすかと云ふ點にあるのであつて同時に手緩い遣り方で手を着けたが最後隨所に不自然と不平均を生じ蝗の袋が破けた様に仕末におえぬものにならぬものでもない。故に私は一面秋霜烈日怒髮天を衝くの慨を示現すると共に一面又春風和煦天衣無縫の一大創作が鹽梅される事を待望して止まない。アドルフ・ヒットラアは時にそう云ふ冥想に耽つてゐるに相違ないのである。

5.

都市政策としての住宅政策に相當の業績と經驗を持つものを都市の中に求めるとするなら恐らく大阪市を以て第一とするに誰れしも異論は無いであらう。各都市とも失敗と云はれた住宅組合、分譲住宅すらが住宅組合の極く一部の不成績を除けば大凡上首尾に完結を見又見つゝある。

明治38年以降の大阪市の住宅難を調べて見ると大正8年の空戸率0.15%が最も甚だしい。即ち市が市設住宅經營に乘出した最初の年である。183,000圓を以て櫻宮住宅208戸の建設に着手したのを最初として逐年増築を見、現に分譲、工業及融和住宅を含んで21ヶ所2,000戸を出ており又不良地區改良事業法が制定せられるや本市は率先して昭和2年度より7ヶ年繼續事業を起し豫算740萬圓を計上したのであるが諸種の支障の爲數次の計畫變更と年度延長を餘儀無くせられつゝ實に熱心と忍耐を以て事業を續け今日面積約2萬坪1,600世帯6,000人の密住不良地區の改良を殆んど成遂げて來てゐる。即ち昭和4年今宮住宅78戸の建設を最初として假住宅を含む12ヶ所1,300戸に垂んとしてゐる。

支那事變と共に生じた吾國第二次の住宅難(昭和14年末大阪市空戸率1.08%同15年末0.54%)に

對處し政府の慈惠に應へて昭和14年度以降今日迄に本市に於て建設した所謂勞務者住宅は

城北第1住宅(立體4戸建)	159戸
同 第2〃(平家2戸建)	242戸
同 第3〃(〃)	40戸
北加賀屋〃(3〃種)	237戸
塚 本〃(立體、平家 15種)	270戸

此價格土地建物約 450萬圓である。引續現に計畫を進めつゝあるものに平野住宅(約 250戸)淡路住宅(約 120戸)大和田住宅(約 100戸)等があり此豫算約 300萬圓である。この勞務者住宅を一期としてその質設備に於てその空地面積率に於て又單一町會を組成する集團的形體に於て又托兒所健康相談所小公園共同農園等の附屬設備に於て從來より相當面目を一新したと見られるものがあり恐らく之は幾分とも獨逸邊りのジードルンゲ等が間接にも影響した吾國建築界での一般傾向を踏んだものと云ひ得るであらう。現に市の北加賀屋住宅の居住状態を見ても70%に近い空地面積を利用して各家とも家庭農園をそれも實に整然と形作りそれが又設計上の日照關係の考慮に好結果されて何れも家庭用の野菜に事を缺かぬ程の出來榮を見せてゐる。

6.

昭和16年11月大阪市住宅調査の結果に依れば全市の空戸率 0.9%中、港、大正、此花、西淀等所謂臨港地區の空戸率は概して低位に在り又人口密

度1平方キロ當17・725人中是又臨港地區程高いものになつており是は住宅建設を必要とする方面程之を不適當とするの矛盾を示すものであつて當面臨機の措置として住宅交換と云ふ程の些細な考慮が残される以外何等かもつと根本的な對策が是非共考へられなければならぬ時期に到つてゐる事を物語るものであらう。全市から通觀してもベルリンの4倍に近く東京神戸の1.5倍名古屋の2.5倍京都横濱の4倍と云ふ人口密度に在る大阪であつて此上無方針に小住宅を亂造する事は麼う考へても適當とは云へないのである。市は被監室を持つて新都市計畫の樹立に又審議室を持つて市域擴張計畫の研鑽に盡瘁しつゝあるが此等の計畫には早晚住宅地區と住宅型體と質と量とそうした根本的研究が隨伴するであらう事も當然である。

住宅問題に關聯して近來一部の人に論議せられようとしてゐるものに轉廢業に依る商業街區に生ずる空家現象がある。大阪市の現在の狀況は其中心區と見られる東南兩區に就いて調査した所に依れば東區に於て昨年11月の空戸率0.8%が本年9月には1.2%となつており約100戸の空家を生じ總數300戸の空家があると云ふ事になつておるが反對に南區に於ては昨年同期 0.6%の空戸率は本年同期0.53%に減じておると云ふ實狀であつて何れにしても常時3乃至4%の空戸率を保持してゐた大阪市としては尙ほ少々空家が生じて自然消化されて行くと云ふのが現状であらうと思はれる。

(筆者は大阪市産業部住宅課長)

醫學上より見たる 最近の住宅問題

深 山 泉

生産擴充の國策は、益々人口の都市集中に拍車をかけ、一方、建築資材の入手難や建築費の昂騰は新築の増加を著しく妨げて、その結果、都市の住宅難は愈々劇しくなつて來た。之を大阪市に就て見ても、支那事變勃發當初（昭和12年）の新築數は昭和5年の新築數 100に對し、182の割に増加してゐたのが昭和15年には 137に減少した。従つて、空家數も著しく少くなつて、昭和12年には總住宅 100戸に付3,12戸の割であつた空家が、昭和15年には、僅かに0,54戸となり、昭和5年の5,29戸に較べると約10分の1に減少してゐる。貸家の空家數は更に深刻で、昭和15年は貸家 100戸に付0,48戸で全く絶無と云ふ状態である。

斯様な現象は、結局、住宅の過密居住を餘儀なくして、各種傳染病の傳播に絶好の機會を與へる許りでなく、ともすれば、住宅に於ける安らかな休息が妨げられ、睡眠も不足し勝ちとなつて、疲労が恢復し切らず、段々に蓄積して、その結果、勤勞や發育に悪い影響を及ぼしたり、時には、遂に何等かの疾病に斃れると云ふやうな不幸すら招く惧がある。現に大阪市では、昭和5年に1戸當り 5,081人の居住者であつたのが、昭和15年には 5,140人に増加し、今日では更にその數を増してゐるのではないかと思はれる。大阪市の結核死亡數が逐年増加してゐることは確かであるが、結核感染の機會が大部分、住宅内であることや、罹病の動機が主として疲労の蓄積に基因することを思ふ秋、最近の住宅問題は、醫學上から是非一考する必要があるやうに思ふ。

偕て、醫學上から見て、最近の住宅特に都市に於ける住宅に就て、第一に解決すべき大問題は何と云つても過密居住を是正することである。その爲には、政府や公共團體とか其他大會社工場當局等が、大資本を投じて速刻大量の住宅を建設する

必要がある。幸ひ大阪市では、數年前から住宅課を設けて、鋭意、勞務者住宅其他各種住宅の建設を急いでゐるが、之は眞に喜ばしい傾向であつて、現在、既に市内37ヶ所に4486戸の市營住宅を經營して、住宅營團と共に、現下の住宅難の緩和に寡からず貢獻してゐる。

次ぎに濕潤地に居住すると、兎角、脚氣やリウマチスとか其他各種の疾病に罹り易くなるが、この弊は、住宅敷地面のOPが法律を以て規定されるやうになつたから、今日では一掃された。眞に結構なことである。又、從來、大阪市内の住宅では、敷地面積に對する空地面積が非常に少く、大阪市が6750戸の貸家に就て調査した報告に依ると、平均空地面積は僅かに1,59坪で、空地の敷地に對する割合は、13,91%にしか過ぎなかつた。之では、都市の住宅は、勢ひ、採光が不足となり易く、通風換氣も不十分であり勝ちで、斯様な住宅に居住すれば、遠からず、何等かの疾病に罹からざるを得なくなるだらう。最近、この弊を革める爲に、市街地建築物法とかに依つて、敷地面に對する空地面積は40%を確保することになつたそうであるが、之は、寧ろ當然の處置とも云ふべきであつて、敷地面のOPの規定と共に、保健上眞に喜ばしいことである。空地面積が廣ければ、單に採光通風がよくなるだけでなく、庭園や蔬菜園を設けることが出來て、心身の慰安に役立つとか、不足勝ちの食糧が幾分でも補へるとか、色々の利益がある。廣い空地は又、子供の安全な遊び場とか理想的な洗濯物の干場ともなつて大變結構である。

大阪市住宅課では、市營住宅の建設に際しては、常に各方面の權威者から夫々意見を徴して、率先在來の弊を革めると共に、保健上は勿論、其他の諸點に就ても出来るだけ合理的な健康住宅を

建設するやうに努力してゐることは、眞に感謝に堪へない。市営住宅の建築型式は、最近すべて各戸建を採用してゐるが、市内の貸家の95%が長屋式であつて、動もすれば通風採光に事缺く憾みがあるのに較べて、遙かに健康的であり、且つ爽かに感じられる。

一例として、市営の城北勞務者住宅に就て見るに、總戸数は440戸で、その内、158戸は1戸當りの平均建坪が8,38坪の二階建て、階上階下が別世帯となつており、242戸は建坪10坪の平家建てで、40戸は建坪13,5坪の平家建中住宅となつてゐる。従つて城北勞務者住宅の90%は建坪10坪未満の所謂小住宅である。而して1戸當りの居住者は平均3,38人であつて、市内小住宅の居住者が1戸當り4,25人、中住宅4,80人に較べて、約1人前後の減少である。之を1人當りの疊數に就て見ると、城北勞務者住宅では3,1疊強であるのに對し、市内小住宅では1人當り2,21疊、中住宅では3,43疊となつてゐて、その居住狀態に餘程「ゆとり」のあることが覗へる。尙、城北勞務者小住宅の空地面積は、敷地面積の58,5%もあつて、建築面積よりも空地面積の方が廣いのである。之は、市営住宅即健康住宅と誇り得る非常な強味であつて、獨逸が健康住宅の標榜として、“Raumreiche und Schöne Arbeiterwohnungen”と云ふことを高唱してゐるのと全く同じである。城市市営勞務者小住宅では、この空地に148,2坪の共同農園を設け、之を50個のプロツクに別けて、一世帯當り0,935坪の農園を提供し非常に喜ばれてゐる。

三宅大阪市住宅課長の談によれば、市営住宅では清掃を徹底させる爲喧しく言つてゐるが、兎角、家賃の小額の住宅では、不潔となり易い由である。之は居住者の教養其他から推して一應無理もないことと思はれるが、住宅を不潔にすることは、結局、識らず識らずの間に居住者の肉體を不健康としてゐることになるのであるから、此の點は充分に革めねばならない。殊に集團住宅の、共同施設に就ては、各自の公徳心に訴へて常に清潔第一主義を實踐すべきである。

獨逸では、各家庭の清掃が非常に徹底してゐて塵一つ認めないが、更にその完璧を期す爲、先年下記のやうな注意書を各戸へ配布した。

1. 保護者の不注意の爲、子供或は家畜等により住宅共同庭園が破損或は不潔に陥ることあるべからず。各住宅の窓より廢物を投棄すべからず。
2. 共同の階段、出入口、地下室通路、洗濯所等は各自公徳心を以て清潔を保つべし。
3. 各戸入口の靴拭ひは各自常に清潔を保つべし。階段にて塵を拂ふべからず。
4. 蒲團の陽干しは午前中に行ひ、又洗濯物等何れも道路より見えざる處にて行ふべし。
(新住宅の多くは乾燥室の設備がある)
5. 各戸の扉の開閉は靜かに行ひ、ラジオ、蓄音機、其他一般樂器により近隣に迷惑をかけることあるべからず。午後2時より3時まで及び夜10時以後には特に注意を要し、夜晩く風呂水を流すべからず。
6. 階段を靜かに上下すべし。自轉車、乳母車等の運搬は特に注意すべし。
7. バルコニーの草花の給水は、夜中人通り少き時に行ひ、道路上に水滴の落ちぬやうに注意すべし。
8. 絨氈の塵掃きは、金曜日各戸の裏庭の所定の處にて行ふべし。

獨逸の市街地住宅は、フリードリツヒ大王時代以來、高さを一定する爲に、地下一階地上五階建に決められてゐるので、今日では各住宅が整然と立並び夫々の建物には何れも十數世帯宛居住してゐる。當局は、この共同社會生活の秩序を更によく守り且つその清潔を一層、徹底させる爲に以上の布告を出したのである。

尙前述のやうに各戸の清掃は平素から充分に行届き、家屋内には塵芥が溜らぬやう設計されてゐる他、裏口、臺所、物置等は、何時も整然としてゐて、塵芥箱も紙屑入、厨芥入、灰入の三つに區別して人目のつかぬ處に小奇麗に設けられてゐる。又一般公共建築物等の大掃除に際しては、消防自動車が出動して水洗ひをやるなど、眞に徹底したやり方である。

獨逸のナチス政府は、國民保健の見地から、住宅問題を非常に重視して、新住宅の建設は、主として勞働局及び獨逸勤勞戰線が之に當り、その建築は總べて官營乃至公共團體經營の、建築會社に

請負はせてゐるから工事が非常に敏速に行はれてゐる。又新住宅だけでなく在來の住宅に就ても、各家主に住宅の數や廣さを正確に届出させて、改築を要するものは、文化院や建築警察署等がその指導相談機關を設けて之に應じることになつてゐる。而して借家人が引越す際は、勝手にその住宅を他人に紹介することを禁じ、子無し夫婦が大住宅に住むことも制限して、一々住宅紹介所がその世話に任じ、例へば、子供の多い家庭などは優先的に廣い住宅に住めることになつてゐる。

斯様にして、ナチス政府は、保健上から徹底した住宅政策を実施してゐるが、1933年の政權確立以後5ヶ年の間に新築した住宅は1,458,166戸に達し、ナチス政權前5ヶ年間の住宅新築數より、47,839戸も多く、殊にその建築様式は保健的見地からみて格段の差を呈してゐる。参考の爲、以上の新住宅、建設を都鄙別に分類すれば下記の通りとなる。

	住宅増加數
人口10萬以上の都會	487,616戸
人口2萬乃至5萬の都會	150,245戸
人口2千乃至5千の都會	166,716戸
人口2千以下の町村	333,512戸
其 他	320,077戸

かくて、1933年には、全獨逸で100家族に付、6.6家族の割で住宅が不足してゐたのが5ヶ年後には漸くその不足を解消することが出来るやうになつたのである。勿論、その後も、住宅の新築は旺に行はれてゐて、伯林市だけに就ても、1938年以後、シャロットテンブルグ區北部の190ヘクターの地域に、2ヶ年計畫で1萬2千の市營住宅が建設されることになり、之に依つて3萬5千乃至4萬人の市民を收容する新大都市が新らたに出現しようとしてゐる。

尙又、人口の都市集中を防止し、且つ國民保健の向上を圖る爲に、官營の田園林間住宅が各所に建設されつゝあるが、之は極めて低廉な月賦拂で國民に提供してゐる。土地は1平方米1マーク半から2マーク半位の處で、一區1,000平方米に區切つて、整然たる田園街を造つてゐるが、各住宅の價格は、内金150マークから400マークで、月賦額は15マークから35マーク位であるから、大體市内の1ヶ月の家賃と略々同額である。又、從來「夏の聚落」(ゾムマーコロニー)と云はれてゐた伯林市周圍部の、公私有の園藝島も、最近では、茲に住宅を建築する際は、住宅法に則つて、藝術的且つ保健的要素の整つた住宅でなければ新築することが出来なくなつた。そしてこの住宅地域の庭園では、食糧となるものを栽培するやうに義務づけられてゐるが、戦時下、眞に結構なことである。

更に獨逸では、大戰勃發後、労働者の激増に備へて、年々30萬戸の勞務者健康住宅の建設計畫を發表したが、兎角、住宅難が國民の健康を蝕み、國力の減退を招來する惧がある際、この大計畫は、眞に賢明なる大國策として讃嘆せざるを得ない。

願はくば、我國に於ても、大東亞戦争を勝ち抜く爲には、國家の原動力たる國民の健康に留意し、殊に國民健康問題が住宅の如何に大いに懸つてゐる重大な事實をハツキリと認識して、この問題の解決をおろそかにすることに依つて、悔を千載に残すことのないやう、尙一層關係當局の努力を希つて已まない。終に臨み、大阪市々營住宅の資料を多數に提供して下さつた市住宅課御當局の厚意に對し衷心感謝の意を捧げておく。

(17.11.10)

(筆者は 醫學博士 大阪市立西診療所長)

今日組立住宅は新しい用途を以て注目されて來た。即ち大規模空襲時の罹災民に供する假設應急組立住宅が之である。此の様な假設應急住宅は豫め計畫的に相當大量に藏置されなくてはならぬ事迅速に任意の場合に簡單なる技術を以て構築し得る事及び或短期の使用後容易に解體し他に再び轉用し得る事等の爲に組立住宅である事が最も望ましいとされるのである。

厚生省住宅課が昭和16年12月に行つた組立住宅の組立試作は、厚生省一案、企劃院一案、住宅營團研究部二案の四案であつたが、住宅營團の3號住宅の一案を除いては假設應急住宅を目標としたのである。

其の後既製應急組立住宅の藏置は知る限りに於ては行はれてゐない様であるが、假設住宅建設部隊の組織訓練、木材應急備蓄要綱、空襲被害復舊用土木建築用資材の配給事務處理要綱等によつてその過渡的な處置が考慮されてゐる。

此の様に既製應急組立住宅の藏置が殆んど積極的行はれて居らぬのは日本が幸、今迄空襲に脅かさるゝ事が甚だ少かつたからで今後決して忽になすべきではない。

扱て組立式假設應急住宅は組立住宅の一つの應用にしか過ぎないのである。組立住宅の領域は廣大で將來に富んでゐる。そしておそらく國民住宅として發展して行くであらう。私はこゝに組立住宅の社會的特性に就いて貧しい乍ら二三の考察を試みようと思ふ。それはこの様な基礎的な考察が今後の具體化方針を明確にすると信ずるからである。

組立住宅と工場生産

組立住宅の生産技術的な目標は住宅の工場の大量生産化といふ一事に盡きる。現場作業を出来る限り少くし、簡略にし且水を使はない事にし、容

易に組立て得また簡単に解體し得るといふ事は其處に従屬して生ずる第二義的特性である。

組立住宅の生ひ立を見るにドイツに於ては世界大戰後の住宅難處理の爲の住宅生産の合理化として現れ、アメリカに於ては資本主義的企業の對象として世に出たが何れも住宅の工場生産化を第一目標とし、庶民への大量供給を意圖した事に於て一致してゐる。日本の市浦氏其他諸氏の乾式構造は結局個人住宅の試作の域を脱し得なかつたが矢張住宅の工場生産化が明に念頭に置かれてあつたのである。そして今日その努力が周知の如く住宅營團の組立住宅の新規模となり本來の姿に於て登場して來た。

それはさて置き工場的大量生産は其の前提として規格の設定を必要とする。住宅に於ては部材の規格化と住宅全體の規格化である。

組立住宅と生活様式

住宅の規格は生活様式の定型化に依つて始めて設定し得るのであつて單に機械的に定め得るものではない。即ち社會との密接な關聯があるのである。

現代萬業社會の階級に於ける生活様式は個を超えた普遍性を持ち來るのであつて、其を類型といふ。その普遍性が自然發生の儘ではなく、他の意志例へば國家の意志或は資本家の意圖に依つて強力に定型化される様に規格が發生するのである。

組立住宅の規格は、部材に於ても住宅全體に於ても、恣に之を定め得るのではなく、階級社會或は國民としての生活様式を根據にするのであるが又一方生活を意志的に規定して行くのであるからそれは單に機械技術的に又自然發生的な類型を反射的に決めてしまふわけには行かない。それは社會人としての、國民としての住といふ生活事象の充分な理解の上にその指導方針の上に形どられて

來なくてはならぬのである。

組立住宅と傳統

人間の社會生活は新しい時代と共に新しい在り方を持つて來るのは言ふ迄もないが又一方多くの本源的不變の部分を残して行くものである。過去の時代から遺された不變の様式を傳統と言ふ。傳統は不變の生活内容の表現であつて、傳統を否定することは社會の生活内容の革新があつて始めて可能であり、個人的な恣意によつてなし得るものではない。組立住宅はその型式に於て一見甚だ機械技術的であるので傳統の無自覺な否定に陥り易い事に注意しなくてはならない。日本の住宅に於ては既に疊、襖、障子、柱間其他一定單位の組合せによつて造型さるゝ慣習であり、従つて今日考案さるゝ組立住宅も之を導生し、新しい生活様式に沿つて、技術的に部分的な改變を加へる事に依りその意圖を實現する事が出来るのである。

組立住宅の意圖

住宅のみならず總ての建築が藝術的表現を意圖

する事は疑ふ餘地がない。それは建築が人と自然との關係に於てのみでなく、人と人との關係に於て用ひらるゝ、正に人に對する表現即ち社會的の表現を必要として來るのである。そこに建築の藝術性の基礎があるのである。

組立住宅の藝術的表現の重要な目的は定型化された生活様式の内容即ち國民生活乃至分業社會の階級生活内容であつて、それは單なる個人生活の表現とは全く異なるものである。それは一つ一つが殆んど同様の形を持ち、色彩を持つ様に、その集積が全體としての綜合表現を形成する所に特徴がある。國民生活の表現である事が或は階級生活の表現である事が形に於て大量生産の爲の規模化と全く一致するのである。そしてその同型のものが集團計劃の配置に於て公共施設と關聯し乍ら音樂的な高度の階調を保ち得るのである。そこに國民としての或は階級としての全體的な表現をなし得ると思はれるのである。

(筆者は 住宅營團建設局工務課技師)

美素

古い住宅も新築同様となる
新築住宅にお手入のいらぬ

★新築家屋美素加工

新築落成と同時に本所獨特のピソ液にて洗淨し木材變色の原因となる樹液を取り、其の上をピソにて仕上の加工をすると完全なる變色防止加工となり、優美な艶を有しフキコミの勞を省き頗る經濟的です。

★古家屋新装美素加工

古家もピソ液で洗淨すると新築同様となり、其の上を新築美素加工と同様の加工をすると前者同様の結果となる。

(特種技術を要しますから弊所の請負加工と致して居ります)

大阪市天王寺區東平野町四丁目二一

美素工業所

電話 天王寺 (77) 四〇〇三番

耐高度優秀品

耐火・耐水・耐アルカリ

光彩コーサイ塗料

木材・スレート・モルタル・テックス
コンクリート・煉瓦 其他金属ヲ除ク
各種材料ニ適應ス (説明書進呈)

アサヒ商會

販賣部 大阪市西區土佐堀通二丁目三三産業ビル
塗裝部 九 九 二・六四六二
電話土佐堀 六四六二・六四六三

滿洲國に於ける建築 勞務者に就て

湯 川 浩

前 者

此文は筆者が歸還直前の某期間此種勞務者に就て、見たり感じたりした事柄の覚え書である。是が、滿洲建築界へ進出せんとする人々にとつて何等かの参考となり、又は内外地を問はず建築勞務者問題が量的にも質的に共に深刻に憂慮されつゝある今日、此方面に關心を有する人に對し些の寄與を爲し得れば幸甚なるを思ひ、文中或は正鵠を失したる點無きを保證し難きも、求めらるゝまゝ寄稿する所以である。

1. 近 況 概 要

滿洲國に於ては國內定住の勞務者以外に、年々季節的に主として山東方面から渡り來る勞務者、所謂華北工人が、建築界のみと言はず總ての開發建設事業に於ける勞力の主要供給源となつて居る事は周知の事實である。

最近産業開發事業の益々急速化すると、國際情勢の變動に伴ふ建設事業の擴充と共に依り、滿洲國內に於る勞力の需要は激増の一途を辿るにも拘らず、この華北工人の移入は、此處2.3年來、華北自體に於ける開發事業の伸展其他の原因に依り仰々思ふ様に増大しない。よつて國內勞力に對する依存の必要性は倍加せらるゝに至り、從來の方法を以てしては到底需要を充足し得ないので、政府自ら國內に於ける勞務者の募集供出に乗り出す事となつた。

即ち當該中央官廳民生部は各重要事業の所要勞力數と國內に於て供出し得べき勞力數量とを睨み合せ、供出地域と供出數とを割宛指定する、各地方廳は割宛に基き自ら募集供出の實務を擔當すると言ふ具合である。

從來は勞工協會が國內の勞務者募集供出に主體となつて活躍したのであるが、政府自ら供出に乘

り出したため、勞務者の需給統制は一段と強化したわけである。なほ勞工協會は勞務興國會として新發足し、政府の當路者に對し直接間接に多大の協力を拂ひつゝある。

倅斯くして供出せらるゝ國內勞務者の大部分は順朴なる農民より出身せるものなるがため、是が使役に際しては、特に留意して宣撫上遺憾なきを期さねばならない次第である。

2. 勞務者の特異性と對策私見

(1) 一般勞務者に就て

茲に謂ふ一般勞務者とは、土工、運搬、骨材採取等極めて單純なる作業に従事する勞務者を便宜指稱するものである。(木土、左官等の如き職工に就ては後述する。)

この一般勞務者の大部分は從來苦力と呼び慣された者達である。最近實施せらるゝに至つた政府供出の農民出の勞務者の大部分が亦之に該當する。此種勞務者は其の數に於て各種勞務者中首位を占める。仕事振は極めて漫々のであるが、人數と勞働時間とに物を言はせて案外馬鹿にならぬ成果を擧げる。一般に不熟練勞務者であるが、土工作業は先天的に巧で、根伐工事等少し經驗をすると仰々手際良く仕上げるやうになる。

苦力の生活程度は極めて低く一説には乞食よりも下位なりとさえ謂はれる。しかも向上心稀薄でマイフーズ沒法子(仕方無し)的諦觀に徹し、最低の地位に甘んじて居る。

國內に於て供出せられる農民出の勞務者の衣食住亦是等苦力と大差が無い。しかし相應の自負心があつて、苦力視される事を極端に嫌ふ。一見した所では苦力と變りが無いので、心無き現場員が苦力呼ばりをして宣撫上面白く無い結果となる事無きにしも非ずである。

總じて此種勞務者を動物視して取扱ふ事は絶體不可である。彼等が支那の發展に對する貢獻尠なからざるを想ひ、彼等を愛措指導すべき事の必要を銘記せねばならない。是は彼等を直接使役する現場監督、組頭等に特に徹底納得せしめ置くの要あるを痛感せる事屢々であつた。

斯る一般勞務者に對する需要の激増が、逆に彼等の質の低下を生起し、特にその體位の次第に悪化する傾向に在る事は憂慮すべき事態である。一體苦力と謂ふ呼名で内地に紹介されて居る勞務者は、非常に粗末安價な食物を食べ、しかも恐しく馬力の強い一種人間離れのした者とされて居るやうであるが、最近の事實は必ずしも然りとは限らない。なほ常人の半分も働けない老齡者や幼少者が目立つて多くなりつゝある。(但亞片看者の減少しつゝある事は慶賀に堪えない) 故に賃銀の上騰に反して能率は低下して行くと言ふ現状である。なほ宣撫上其他種々の觀點からは非共工事中の死亡者を絶無ならしむべく勉めなくてはならない。是がため厚生施設の強化改善が愈々緊要となりつゝあるのである。この厚生施設に關しては、各方面共相當力を入れて居る様であるが、建築工事は一地に永續するもので無く移動性の存するためとか其他の理由に依り未だ完全なりとは言ひ得ない。

諸この厚生施設を行ふ際留意せねばならないのは、彼等の民族性習慣等を十分採り入れると言ふ事である。内地直輸入式の厚生施設は歓迎されない。中途半端な官舎式住宅を與ふるよりも、彼等獨得の三角斷面のアンペラ小屋を陽當りの良好な乾燥地に設け且絶えず濕氣防止に留意する方が手近であり効果も高い。醫療にしても彼等は西洋流の醫藥に餘り信賴しない、漢法醫藥を遙かに喜ぶ。アスピリン等無理に吞ませないと貰つたきりで放つて置く。漢法藥であれば積極的に服用し、しかも結構効き目がある。故に漢法醫、漢法藥等を取揃える事は比較的安易にして非常に有効である。特に現場關係者をして簡單なる漢法藥の知識を習得せしめ得れば、何かにつけて甚だ便利である。概して彼等は湯水で體を洗はぬ様で、湯水に浸つたのは生れた時だけと言ふ者が大部分である。而して垢と土とでゴツゴツになつて居り乍ら、垢を落とすと皮膚が薄くなつて風邪を引くと稱

し、折角風呂を設備しても入りたがらぬ者がある。かくて風呂の如き施設は其の利用に就て最初半ば強制を要するものである。衣服にしても殆んど全部が、夏冬共一着きりで着更など無いのであるから、水に濡れる事は極度に嫌ふ、爲に雨天の際は屋外作業は休止のやむ無きに至るのが通例であるが、こちらで何か雨具(内地の蓑の如きもので可)を準備して置いてやれば結構就業するのである。娛樂品として胡弓や笛を若干現場に備え、或は滿語の小説を買つて置いてやると實に喜んで利用する。主食物や嗜好品の斡旋は最近の様な物質不如意の状態にあつては益々力を入れねばならないのであるが、特に忘れてはならないのは家郷への音信を積極的に面倒見てやる事である。是が彼等をして安心して仕事に従事せしむる上に役立つ事は蓋し測り知れないものがある。

斯の如く勞務者の取扱と厚生施設とを適切ならしむ可き事の必要性は、優秀勞務者の確保の點から觀ても言ふ迄もない處である。現在の施行方法の程度では滿洲に於ける施工期間は大概7乃至8ヶ月である。而して勞務者の大部分は、春季家郷を出でて工事場に入り冬の訪れと共に歸郷するのが普通で、是がため折角仕事に慣れた勞務者が逸散して、來春再び不熟練者を集めねばならない不利が生ずる。故に冬期間に材料の蒐集搬入内部設備等に従事せしめつゝ優秀勞務者を越冬保有する事は非常に有利である。處が元來歸郷の豫定で出郷した者が大部分であるから餘程現場の氣に入つた者で無い限り殘留越冬は希望しない。勿論要越冬者は數にして大したものでは無いが、よし越冬しない迄も來春再び元の現場に戻つて來る様になつてくれる事は是非望ましい。所が××組にはもう絶體に行くのは嫌だと勞務者自身が言ひ、或は供出元の旗や縣が斯く苦狀を唱える様になつては處置無しである。是に反して濟南あたりから遙々元の古巢を慕つて戻つて來る者を發見する時は何とも言えず愉快である。兎に角、勞務者の指導と使役とが適切であり厚生上の考慮宜しきを得るは、日本人に對する信賴を高め優秀勞務者を確保し、仕事を能率化する上から忽に出来ない問題である。

(2) 職工の指導に就て

茲に取り上げる職工は、木匠^{ムージャン}、瓦匠^{ワージャン}、石匠^{シージャン}等内地の大工職、煉瓦工、石工等に相當する建築工を指す、彼等も其の習慣性質等に於て一般勞務者に類似せる所が多分にあり、従つて既述せる處は大部分そのまゝ當該るのであるが、茲には特に變つた點に就いて考察する。

概して是等職工は上述の一般勞務者に比し収入は一段と高く生活程度も幾分上位にあると言ひ得る。且國內定住者が比較的多い。

是等職工の技能は日本人職工の指導によつて大いに進歩しては居るが、未だ全面的に同列に在りとは言えない。とは云え次第に先輩たる日本人の水準に到達し、しかも其賃銀の低さがため日本人職工の職場を脅すに至る傾向が有る。但し手の込んだ仕事、精緻を必要とされる仕事、綜合性を要求される仕事等は彼等に取つて全く苦手である。彼等に所謂見榮えのある仕事を望む事も難かしい。滿洲で早くより一般化されて居る練瓦積工事でさえ、彼等だけに委すと甚だ粗雑寒心に堪えない。天井や窓枠等が少々歪んで居ても一向気にしない。つまり教つただけの仕事は割合早く吞込むが、工夫と創造とに努力し自ら技倆を磨かうとする向上心に乏しく、仕事に對する熱意、愛着心、責任觀念、潔癖性と言ふ様なものが缺けて居る。その代り一度覚え込んだ事は何度でも反覆繰返す忍耐力は頗る強い。故に滿人職工の使役に際しては、努めて簡單なる規格品の製作に振り向ける事は至極有利であり、施工に當つては日本人職工の指導指揮の下に實施せしむる事が是非共必要である。

是からの日本人職工は單に腕だけでやつて行かうとしたら勞賃の低い滿人職工に職場を奪はれてしまふであらう。故に創意工夫に努め、綜合の能力を發揮し、滿人職工を指揮指導しつゝ自己の分擔せる仕事を果して行く所に、其の進むべき途を發見せねばならない。斯る指導者たるべき日本人職工は仕事に對する熱意と愛着心とに富み、責任觀念旺盛、しかも滿人を引張つて行くに足る氣概指導力の供つた人間でなければならない。斯る人間には、たとえ言葉は下味くとも彼等は良く心服して、以心傳的に其指圖に従ひ、仲々立派な成果を納めるものである。將來の滿洲建築界で要望

せらるゝ日本人職工、將來海外へ進出せしむべき建築工は、正に斯の如き者でなければならない。一言にして言へば質の良い者で無ければならない。所謂喰い詰者であつたり出稼人根性の者であつてはならないと信ずるのである。

(3) 把頭制に就て

把頭^{バータオ}は所謂親方であつて、苦力頭^{クリータオ}、木匠頭^{ムージャンタオ}等職別に呼稱される。

滿洲國に於る勞務者は未だ確たる組織を持つに至つては居らない様であるが、この把頭制が徹底し、把頭は其配下の勞務者に對して絶大なる權力を振ひ、配下亦仕事には忠實で無いが把頭には忠實なりと言ひ得る現状である。尤も是は内地の親方と異り別に仕事を教育するといふ事は無く、ただ勞力賣却の方途として發達したものであらう。

把頭は配下の數に依り大中小があり、大把頭あたりの生活は相當なものであり、平常でも背廣を着込んできちんとした恰好をして居る者が少く無い。政府供出の勞務者は供出地方の比較的有力者（通常屯長級の者を選ぶ）の中より地方官廳が世話をして其の配下の數に應じて大中小の隊長を決めて居るが、是は上述の把頭に稍々匹敵するものである。但配下の者に對する勢力に關しては、俄か造りなるがため把頭ほど徹底しては居ない様である。

國家が強力な統制に乗り出した今日とは言へ、この傳統的制度が一朝にして變革せらるべくも無い現状に於ては、是等把頭の心を捉む事は作業能率を揚げるための一つの方策である。事情に精通しない現場員が把頭を無視して直接その配下勞務者を怨鳴り廻したりして把頭の心象を損ふと、得て作業の圓滑な進捗を阻害し易い。故に例へば苦力の仕事振りに具合悪い所があるならば、その苦力の屬する苦力頭に對して忠告し、苦力頭を通じて當の苦力の非を改めると言ふやうにするのである。斯くして若し把頭の信用を博し、把頭が積極的にこちらの指圖について來るならば、相當無理な苦しい仕事であつても其の配下は唯々諸々として作業に従事する。故に是等の勞務者を直接指揮監督する日本人、特に現場監督、組頭級の人々に對しては、斯る點の指導要領に就き十分教育納得せしむるの要がある。

なほ優秀なる把頭の心を把む事が作業の能率向上に資するばかりで無く、優秀勞務者確保の點に及ぶ所大なるは、今更喋々する迄も無い所である。それは、勇將の下弱卒無しと謂ふ如く、有能なる把頭の下には必然的に素質の勝れた勞務者が蛸集するからである。

3. 結 語

以上述べたる外、是等勞務者の特異性として、迷信、賭博、盜癖等々對策を講ず可きもの種々あるも、要するに、此種勞務者は質的に甚だ低く量亦需要に應じ切れぬ現狀に於て、彼等を指導すべ

き立場にある日本人建築關係者は、彼等を如何に使役せば仕事を能率化し成果を向上せしめ得るやを絶えず考究すると同時に、常に滿洲國構成の有力分子たる彼等の文化の昂揚に努め、以て滿洲建築界の進展と、日滿民族の協和は貢獻する所あらねばならない。

是がため滿洲國の建築界に進出せんとする者は、組頭、大工職に至る迄、良く大國民たるの襟度と、指導者たるの識量とを備へたる者、又備ふ可く努力し修養せんとする熱に燃えた者であり度いのである。 (筆者は 大阪府警察部建築課)

37頁より續く (建築と防空展)

尙、本 "建築と防空展" 開催の關係部會下記の如し。

記念事業建築と防空展部會 (本部委員)

池田 實	樋口辰太郎	池田 宮彦
古塚 正治	桐本 楠雄	増井 敏克
小林 清	松久保敬三	竹内佐平治
松本 儀八	寺岡 眞	的場 浩
中西 六益	藪中 一良	西澤 藤生
若山 施人		

第一部會 (住宅防空)

石原 達偉	道田泰治郎	小川 正
矢田 鐵藏	笹岡美代吉	吉田 吳郎

第二部會 (都市防空)

福富 正治	山本 拳次	吉田 信武
-------	-------	-------

第三部會 (建築的防空)

川勝 健二	錦田 直一	菊地庄太郎
水本 正夫	寺岡 眞	横見 幹

第四部會 (防空資料)

板垣精治郎	的場 浩	塚本 猛次
若山 旅人	藤田 令三	

第五部會 (協會廿五年記念展)

尾龜清四郎	星 廣文	川勝 健二
宮崎 春夫	小林 清	宮田 秀穂
廣瀬 初夫		

大 丸 側

企畫部長	宮崎恒三郎	其 他
		(尾龜 記)

は し が き

わが國に於ける建築とジャーナリズムの關係に就て少しく考へてみたいと思ふ。

科學とジャーナリズムの關係に就ては從來屢々論評せられたが、建築とジャーナリズムに就て特に論じたものは殆んど見當らない様だ。

それは現在迄の所、わが國の建築がジャーナリズムから見て極めて微弱な存在に過ぎない事を表明するものであらう。今や武力戰に於ても文化戰に於ても宣傳が重要な役割を果しつつある時、果して今のまゝでいゝであらうか、何うか、と云ふ點を吟味し併せて將來への考察を試み様と思ふのである。

(I) 過去 の 吟 味

「日本の建築は新聞紙上で如何なる重要さを有してゐるだらうか？」是は曾て昭和8年に來朝し3箇年半にわたつて日本に滞在したブルーノ・タウトが昭和11年の本誌新年號に「建築と社會」と題して發表した論文の書き出しである。

此の論文の内容に就て茲に詳述する餘裕を持たないが、タウトは此の論文の中で彼特有の輕快な皮肉と諧謔を交へつゝ、當時の日本の建築家に對し極めて率直な批判を下してゐる。タウトの眼から見ると、日本の建築家の社會的地位の低い事や幼稚な技術、拙い審美眼等が残念であり、齒痒く思はれたに違ひない。彼が熱愛した日本の秀れた風土、古美術、古建築に對する態度から考へると、少々行き過ぎた様に思はれる彼の毒舌も決して憎み得ないものなのだ。當時の建築技術者達は自己の立場に關してしきりに不平不満を訴へてゐたが、それはタウトの指摘した所を裏書きするものである。その不平不満と云ふのは

(イ) 建築家の社會的地位が低い。

(ロ) 建築技術者に對する待遇が悪い。

(ハ) 建築家(或は技術者)の仕事に權威がない(換言すれば色々な制限容喙を受け過ぎると云ふ事になる)

(ニ) 請負制度が悪い。

等々であつて、是を具體的に云ふならば、先ず建築家の社會的地位の低い一つの實例として建築士法案の状態を擧げる事が出来る。

日本建築士法案と云ふのは既に20年も前から日本建築士會(公認にあらず)に依り提唱せられ、兩來幾多の改訂を経て大正14年の第50議會以後再三再四帝國議會に提出せられたものである。

遂に昭和4年8月の第56議會及昭和9年3月の第65議會には衆議院を通過したにも拘らず制定の運びに至らず、更に第73議會も無爲に過ぎて了つた。他方之と同型の法案である辯護士法、辯理士法、計理士法等の諸法案は既に早くから制定實施せられてゐるのは何う云ふわけであらうか？

元來建築士法案と云ふものは、建築士の職務上遵守すべき責務を明らかにすると共に、社會一般に對して建築士の地位を保證するものであつて、是あつてこそ社會は安心して建築士を信賴して仕事を委ねる事が出来、建築士も亦自己の地位を確保し得るものである。

是が制定せられない原因としては色々あらうけれ共、その最も大きな原因の一つとして一般社會の建築に對する認識不足を擧げる事が出来ると思ふ。平たく言へば建築家の仕事に對する一般社會人の認識不足或は無理解と云つてもいゝであらう。此の事は先に述べた建築技術者の不平不満(イ)(ロ)(ハ)(ニ)すべてに共通するものであつて、一般社會が建築技術者に對して無理解なるが故に、建築技術者は厚遇されないし、仕事に就ては不必要な迄の干涉を受けねばならないし、或

は腕を振ひたくても自由に振へない様に種々の掣肘を受けねばならないのだ。

建築士法案と同じ様に生みの悩みを續けてゐたものに土木建築請負業組合法案がある。是は日本土木建築請負業聯合會が主體となつて、同法案の研究と制定實施運動をはじめから既に相當の年月を經過したが、電氣業組合法、鑛業組合法等が早くから制定されてゐるにも拘らず同法案のみ制定されないうちに支那事變となり大東亞戰爭となつて了つた。土木建築請負業者側からは極めて妥當と思はれる此の組合法案が採用せられずに、何時迄も不合理な競争入札制度其他の陋習に依り血みどろの苦闘を續けねばならないのは、業者間の不統一及相剋等にも依るが矢張り業者に對して社會が無理解でありおもひやりを缺いだ爲であると言ひ得るであらう。

以上の如く考へて來ると建築を職業とする人々に對する一般社會の認識不足と云ふものは想像以上に大であつて、是が爲に我が國の建築の進展は少なからず阻害せられてゐたと見得る様である。

タウトは此の事をよく知つて居り「新聞や雑誌に相手にされない日本の建築は、一般社會の關心外のものであつて、そこに社會の無理解及不認識に基く建築家の冷遇がもたらされるのもまたやむを得ない」と言ふ事を示唆してゐるのである。

(2) 現在の吟味

タウトが日本を去つてから滿6年を經過した。(その間、タウトは昭和14年にトルコで逝去す)

試みに日々の新聞及月刊雑誌(建築専門のものを除く)を見てみると、建築に關する記事は殆んど無いと言つても差支へない位である。此の事は6年前と同じ狀態であると言ひ得る様だ。

從つて建築家の地位、待遇、權威が以前と同じ様に低いとしても別に不思議な事ではなく、建築士法案は制定されないし、土建請負業組合法案も制定せられたと言ふ事を聞かない。

支那事變となり大東亞戰爭となつて、土木建築が重要産業である事は一應認められなければ共統制會が組織されるのは今の處何時の事か分らない狀態である。戰時下に於て建築の重要性は認められたが、それはあく迄も從屬的なものであつて、戰

争遂行に必要な生産方面に於ても建築技術者の立場は依然として補助的なものより一步も出てゐない。例へば一つの工場の建設に於て、計畫の中樞は機械技術者其他工場の生産能率を直接指導する人々に依つて進められ、建築技術者はその命ずるまゝに建物の設計及建設を受け持つに過ぎないのである。たとへ多くの不平不満があつても是をザツト抑へて、規則で締められ統制で厳しく制限されつゝも建築技術者は戦争に勝ち抜く爲に仕事に追ひまくられてゐる状態にある。然し乍ら今は各人が以前の何倍かの仕事をせねばならない秋なのだ。各建築技術者が最大の能力を發揮出来る様な心的並に物的環境を作らねばならない秋である。内心に不平や不満があつて何うして此の重大な責任を果す事が出来るだらうか!

翻つてよく考へて見ると、一般社會が建築に對して無理解であり認識不足であると言ふ事は、結局建築家の責任である事が分るのである。建築家が自ら進んで彼等を指導し啓發してゐたならば、彼等はずと正しい認識を持ち建築家の仕事に權威と自由とを與へてゐたであらう。即ち一般社會人の建築的教養を高めてやる事が、建築に對する正しい認識を與へる事となり、從つて建築そのものの向上に寄與する所も極めて大となるわけだ。

然らば如何にして、一般社會人の建築的知識を啓發すべきであらうか。是は甚だ困難な問題であるが、其の一つの實例として科學とジャーナリズムの關係に就て考へて見よう。

我が國の科學者達(主として自然科學者)が象牙の塔を出てジャーナリズムへ勇敢に進出したのは今からさう古い事ではない。たしか昭和11年頃には「科學ペン」と稱する雑誌と其の他一二のものがあつたに過ぎない筈である。その頃はまだアカデミックとジャーナリズムの對立してゐる時であり、ジャーナリズムへ進出する自然科學者達には茨の道が續いてゐたに違ひない。

然るにその後僅か數年を経た今日の狀態は何うであるかと云へば、科學を主題とする月刊雑誌の種類が多いのに驚く程である。是等科學雑誌は建築とも關係があるので、本屋の店頭で我々の眼に觸れるものを列記してみると、生活科學、科學文化、科學の日本、科學朝日、科學思潮、日本科學

科學主義工業、科學技術工業、科學畫報、圖解科學、海洋の科學、等々其他航空關係のもの迄加へると實に夥しい數に達する。是等の雑誌の内には營利本位と思はれる感心出来ないものもあらうが大體に於て國民の科學的教養を高め或は科學する心を啓發するのに一つの役目を果しつつあると言つてもよいであらう。そして、單に雑誌のみに留まらず新聞紙上に於ても、多くの科學的記事が讀者を啓發してゐるのであつて、是等が直接間接に國家の國防及文化方面に及ぼす影響は決して輕視出来ないものなのだ。故に、醫學者を中心にして博物學者、氣象學者、化學者等が象牙の塔を出てデイレットtantとして通俗的な科學讀物に筆を取る様になつたのは、最初は色々の批難もあつたが現在ではある程度の成功を認めるべきであらう。

最近全日本科學技術團體聯合會では技術院と共に科學専門用語の撰定に着手した様であるが、九つの専門部門に分たれた撰定委員會の中に第五番目に土木建築が指定せられてゐる。之は建築にも多分に科學性がある事を認めると共に、科學技術より見ても建築が重要な位置を占めてゐる事が分るのである。

然し乍ら前記各科學雑誌の内容を見てみると、建築に關する記事は極めて少くホンの申譯程度に記載せられてゐるに過ぎない。更に眼を轉じて、建築専門雑誌を眺めてみるに、その寥々たる事は今更言ふ迄もないであらう。我々が本屋で需め得るものと言へば、新建築、住宅、朗、建築世界等の數種類に過ぎず數年前と比較しても一向に増加して居らないで寧ろ減じてゐる様に思はれる。建築専門雑誌をその讀者層に依り大別すると次の三つに分けられる様だ。

- (イ) 建築技術者を對照とするもの
- (ロ) 一般社會人を對照とするもの
- (ハ) 前二者を兼ねてゐるもの

建築と社會、建築雑誌の如きは(イ)に該當し建築技術者である會員を讀者とするが故に、その専門方面に於て奥深く探究を進める特殊な編輯が要求せられる。(ロ)は建築技術者以外の一般社會人を讀者とするものであつて、程度は低くても正しい建築知識を啓發する爲に興味本位である事が必要だ。此の種の雑誌は現在殆んど見當らな

い。住宅朗等は住居を主體として(ロ)に該當する如く見へるがそのねらつてゐる所は寧ろ(ハ)に近いであらう。新建築、建築世界の如きは(イ)を主として、幾分(ロ)を加味してものと云ひ得る様である。

何れにしても、ジャーナリズムの領域に於ける建築の現状は、質的にも量的にも全く貧困の一語に盡きると言ふ事が出來やう。

(3) 今後への期待

ジャーナリズムはそれ自體宣傳性を多分に持つてゐる。従つてジャーナリズムと宣傳とは切離して考へる事の出来ないものであつて、ジャーナリズムの善惡は結局その宣傳性の善惡に由來するものである。

我が國に於て宣傳の重要性が極めて痛切に考へられたのは、支那事變がはじまつてからの事だ。

元來日本人は宣傳を好まない性質を持つており自己の信ずる所を唯黙々と實行すればよいのだ、と言ふ風な所が極めて顯著である。之は日本人の特性の一つである様だが、往々にして他に乗ぜられ易い。支那事變の當初、我が帝國の眞意は支那及英米の爲に大いに否曲して宣傳せられ、國際的に甚だ不利な立場に追ひこまれた。そこで日本の正しい立場及實際の戦局を發表し敵國の謀略宣傳を粉碎するの必要に迫られて、昭和12年9月に内閣情報部が擴大強化せられ、更に昭和15年8月には情報局として極めて強力な陣容が整へられるに至つたのである。情報局が何に依つて宣傳するかと言へば、主としてラジオ、新聞、雑誌、映畫、演劇、レコード等であつて、對外的に敵のデマを粉碎する爲にはラジオが最も重用せられ、對内的にはラジオと共に新聞、雑誌が最も重要な役割を占めてゐる。大東亞戦争緒戦以來の大戦果がものを言ひ對敵宣傳戦に於ては、常に米英蔣のデマを破碎してゐるが、今後情報局として對内的宣傳に益々力を入れねばならないであらう。即ち思想問題、政治問題、戦況等が對内宣傳として重視せられると同時に、科學、藝術、文藝等が啓發宣傳として重要視せられねばならぬのである。之等は畢竟戦争に勝ち抜く爲の強力な態勢を築き上げる必然的な宣傳である。

此の啓發宣傳の中に於て、建築は果して如何なる立場を保つて行くべきであらうか。此のことは結局建築を職業とする人々の今後の動きに依るものであらう。啓發宣傳をする事が國民の建築知識を高め、或は建築技術者の技能及地位を高める事に役立つならば、そしてそれが國家の國防にも貢獻すると言ふ事であれば、建築家に對して積極的に啓發宣傳をする熱と力が望まれるわけだ。

戦時下最も重要である生産擴充に先ず必要なものは建物であり、國民の體位向上及厚生方面に於て第一に着目せねばならないのは住居及厚生施設の問題である。更に海外占領地並に新領土の經營に當り先ず復活し整備せねばならないのは建物であつて、新領土の民心を安定せしめ帝國の恩威に光被せしめる爲にも住居其他建築物が先ず考へられなければならないであらう。

今こそ日本の建築家達が從來の從屬的立場を捨て、主動的立場に立ち直るべき絶好の機會である。

今迄に述べた所に依り、建築家が進んでジャーナリズムへの進出をはかる事が有意義であると共に、今後此の方向に於ける發展を期待し得ると思ふ。勿論之はたゞまざる技術の鍊磨、建築美への眞摯な探究を前提としての事でなければならない。

飽迄もその眞の目的を見失はない限り、科學に於ける如く所謂大家も中堅も新進も、すべてが進んで筆を取る事こそ望ましい事なのだ。

次に是非期待したいのは、正しい意味の建築批評家（又は建築評論家）及び秀れた建築ジャーナリストの出現である。

我が國現在の建築批判程不徹底で不見識なものはない。建築専門家の批評らしい批評を見ないにも拘らず、建築の門外漢である所謂文筆業者（文學者、文藝評論家の類）が、聞きかじり読みかじりの智識で建築に関する批評或は感想を新聞や雑誌に發表してゐるのを屢々見かける事がある。之等の内容は取るに足らぬものであるが、讀者が建築智識の乏しい人々であるだけに、その悪影響に就ては充分考慮せねばならないであらう。

建築ジャーナリストは、外に於ては陸海軍報導班員の如く現地に進出してその筆を以て使命の達成を期し、内にあつては映畫監督が俳優を巧に使ひこなす如く各建築家の特質に應じ適當な題材を與へて執筆せしめ所期の効果を發揮するのである。

かゝる秀れた建築家ジャーナリストが職業的にも安定し、國家の要請に應へつゝ大いに進展する事を期待したいと思ふ。（17.10.30）

（筆者は株式會社中島組勤務）

現下生産力昂揚の最大に要請される秋に當り勞動力に關する問題の生産的な取上げ方に於て技術者の錬成が強力なるものとして濃度を加へている。技術者こそ生産面への根幹ともなり原動力に外ならぬからであり、今日の緊迫性と重大さを有する新局面に直面し技術者のその量その質を如何に創り出し編成するかを前面に押出され生産力健化作用をそれが現定し得ると言つて差支へないのである。

然して單に吾々は前線の將兵に劣らず命を投げだす覺悟はできている腹を切る氣持で仕事を仕事にしている精神一到何事か成らざらんのお題目で現状が打開でき腹を切つてもらつて問題が解決できるとするものでなく、刻下の重大なる問題の解決には考へて考へて考へて抜きばらばらの力弱いものは組合せて強い大いなるものに作り直して戦争と建設の遂行に國家生産が圓滑に動き續ける様な不退轉の決意と勞作を必要としているとするものである。

技術者その育成その錬成こそ生産力昂揚途上に於ける一つのキイポイントとして、より深い含蓄に於て把握されねばならぬのは錬成の目的こそ強靱なる勞動力を以て生擴に當ることこれであるがために外ならぬ。ここに技術、技術者につらなる母體として場として技術者精神が浮び上つてくるのである、特に生産力昂揚のために技術者精神—勤勞精神が優位性を有することを勞働科學は明確にそれを示して居り、技術者の「在るべき姿」そこに錬成の目標を究明することが肝要とするのである。

指導者性格の革新

最近現實的に姿を見せている新現勞動力の不足、低質化の輕視できない症候、生擴を中和するかも知れない危險性と共に米英の生産戦は壓倒的

に吾に臨まんとするを見ても此の國の技術者たるものゝ1人として奮起せざるはなく、生擴を阻むものを正しく捉へ理解し總力戦力の發現のためこの熾烈なを國際戦に勝ち抜くことこそ皇國民たる吾々技術者の責務でなくて何であらう。

國家存亡の決戦に1億國民火の玉と燃え挺身する時眞にその一舉一投足が國家的意識と使命を身近に體得しつゝある切實さこそ、技術者挺身の喜びに外ならぬのである。之の技術者をして眞に技術者たらしむるに尙低迷せる事業場——經營者——指導者を含むものゝ清澄化を具體したいと思ふのである。先頃全國一齊に陣頭指揮と言ふ指導者と勤勞者の不離一體性を強調されているが、殘存せる自由主義的粉臭は利潤のために技術を技術のためにのみ技術者を動員再編成する側面を用意している向きを少しとしない。今日迄の自由主義的還境の下に發展した事業場は過去の時代には大いなる功績を挙げたとして現在の狀勢に於てはその存在は許さるべきもない、利潤を原動力とする自由主義生産は限られた期間に一定量の軍需すらまかない得ないのである。

事業場の意志が徹底しないために生産力を阻害していると度々言はれる程、今日の事業場は勞務者を含めた技術者の錬成については受身である。

錬成のための錬成ではなく即ち技術者の錬成は事業場こそ、その主たるべきものでなければならぬ工場が道場でなければならず指導者——經營者にこそ錬成があるのではなからうか、個人主義的自由主義的超克こそ、そこにあると思ふのである。

指導者と言ふか職場を廻つて陣頭指揮と名づけられるものなれば簡單なるものであり陣頭指揮と言つて「ハムマー」を共にふるつて勤勞精神が振起され勤勞と戦争完遂の有機的完聯を現場の生

々しさから體得でき得るとすれば生癪は容易の筈であり甘いものである。勞務者の戰時生活指導者として技術者が勞務者との人格的結合を強化し勤勞の有する歡喜を國家的に考へ國力の消長に力を持つとして職域奉公に邁進することこそ過去に於ける不可能を可能ならしむる捷徑であり且つ鈍化作用をもつ生癪障害にも生産力を確保すべき責務遂行の姿ではある。

然しながらその技術者をして、之の「在るべき姿」に位置せしむることこそ肝要なのであり、ここに事業場の鍊成、新しき性格を事業場の中に經營者―指導者の中に打立てること、指導者再教育再編成性格の革新の招來を思ふもの切なるものがあるのである。之は事業場の指導者だけに止まらず技術者を制作する社界、教育界、技術畑、何れを執つて見ても問題は伏在すると思はれる。知見の缺如せる教授の何年も同じノートを繰返し社界事象を疎にすることを學問であるかの如き特異な信仰を保持したり、阿諛追從的な内職を實踐だと得々する教育人の尙一部固陋なる存在は技術―技術者鍊成を阻ぐるもの弱體化するものであり、之等事業場、經營者、指導者の面に濁濁せる個人主義的自由主義的臭味を除けること國家性を顯揚し國策に沿ふ自主的活動體制に組變へる所に刻下喫緊の問題は勞務者技術者鍊成と共に内在し此の後にこそ陣頭指揮の言葉や態度がびつたりし、はじめて實を結び花咲くと言ひ得られるのであらう。

でなくては眞に一九となりて火と燃えることは極めて困難なる事柄であり、自主的活動體としての眞價はこの實現なくして根底からゆさぶる様な總力發揮は期することはできないと思はれる、勿論吾々は勞務立法化に就いても教育新體制化、科學新體制に就いても、すべての方面から性急的に戰爭目的に向つて大方の努力と愛情が現に發芽しつつあるを見るが國家的意志を事業場の自由意志に先行せしむる此の組織的な事業場經營者指導者層の鍛成訓練こそ之の狀態に於て確しかに獨自なる且つ凱切なる楔を打込むものだと謙虛に申したい。更めて言へば現時に感ぜられる缺陷は技術者の努力に依る缺ではなくて有能にして目標の正しい指導性の缺如だと思はれ根本的なるは個人の企

業經營に對する思考性格の徹底せる革新であると言つて言ひ過ぎではないと思ふ。

技術者の地圖

日本科學技術の劃期的飛躍は科學技術者はじめ全技術者の協力に待たねばならぬことは自明のことであり技術交流技術の公開技術の定準化展示等を出發點とする日本技術への要請は今日では單に技術―技術者自身の課題として解明し得るものでなく正に政治力に希求されねばならぬものである。時代は技術政治行政化を要求し積極的な計劃經營を求めている。大東亞技術圈に於て活動する技術者の民族的技術立地を思考する技術する開拓士でなくてはならぬ筈である、同じことが生産力昂揚に就いても技術者の「在るべき姿」としての意志精神の問題が捉えられねばならないのではないか、勞務者は生産性向上に對して精神を傷みつけ身體を粉にして戰つている技術者は百の讀書よりも戰陣訓を暗じながら職域奉公に牧々として勵げんでいるのが現状である。疲勞が烈しかろうとも残業徹夜が連続しようとも勞務者を含める技術者は軀と精神のつゞく限り一にも二にも増強の道を歩ゆんでゐる。横をふりむく隙もないきびしさの中に眞直な道を歩ゆんでゐる。

國家的面に把握される生産力増強は正に政治力に捉えねばならぬ今日の時代ではないか、勞務者に技術者に地圖を與へることこそ急務ではないか、此の地圖こそ徒らに獨創を叫び現實に則しない言辭を弄して生産意慾を沮喪せしめ生産技術の振興を阻ぐるものに對蹠する力となるべきものである。地圖それは戰鬪的技術者精神である。ここに技術者精神と言ふものはや單なる技術者の精神的問題であるばかりでなく、新しき性格の建設陶冶民族を指導し協力させてゆく上に有たねばならない。國民の組織や仕事の上から積極的な軌道に乗するものでなくてはならぬ。輝かしき精神の育成でなければならぬ。

技術者の中にこそ此の地圖を有つた技術者が欲求されるのである。技術がその技術者人格の反映でありより高い技術は技術者の皇國民としての決意と勞作の結果であり技術の高度化は同時に技術者の皇國民としての鍊成である。訓練された技術者とは何處においても北を指す礎石の様な指向性

を持つ技術者、地圖を有つ技術者、新しく山積する問題の中に地圖を有つて敢然と掘り下げてゆく技術者であり、それを創出して動員し得るのが錬成である。吾々の目的は勝つことにある勝ち抜くことにある。技術者錬成の契機は一にこの地圖を與へること此の地圖をよむことを教へ地圖に依り歩み出し地圖に依り作戰をし戰闘序列につかせるものにあるのでなければ、技術者の飢えを充たし今日迄の技術者の企て及ばなかつた頭腦の再編成一革新を計り得るものではなく、凡百の捷徑必ずしも捷徑たらずと言はねばならない。

戰闘的技術者精神と戰闘的な言葉を添へたが今日では一切の研究を國防生産に向け組織化しなければならぬと躊躇なく言ひ切ることが出來得であらう。創造的技術は尙ばねばならぬ。基礎的研究は益々深めなければならぬ。然し吾々技術者に課せられてゐる根本的命題は技術者精神一般の昂揚ではなくして戦ひに勝ち抜くための技術者精神、別して言へば國防と生産と此の二つが交錯する凡ゆる場に於て此の要求に戦利化される技術者世界像技術者精神でなければならぬ。これを戰闘的と言ふのである。戰闘的技術者精神は——勤勞を尊ぶ心であり吾々の職業を愛する精神に生活基盤をもつものである。

職業を愛する精神

時代の轉換的性格が社會の各方面に及ぼす影響の甚大さは豫期せられたものではあつたが現實に結果として現はれた所では混亂と苦難を露呈した。

技術としての職業に於ても同じ様に轉業徵用傷病勞働力の切換へをはじめ國家への奉仕を要請し嚴肅なる時代の意志を明らかにした。然し吾々の僚友は誰もがこの身を以て耐へ時代の息吹きを味得し皇國の運命を軀と精神で體溫し共にしようとした。此の後から新しい性格の勞務者や地圖を持った技術者が後から後へ育成されようとしてゐる。技術者錬成の手がかりとしては地圖——それは勤勞を尊ぶ心職業を愛する精神に通ずるものであり苦難をかみくだき榮養とする精神でなければならぬ——を如何に與ふるか地圖を如何に讀む力を育てるかに在ると前に言つたが、技術者錬成を型に嵌めた錬成によらねばならぬとするものではない。政治家が偉くて技術者が偉くない譯はない

のであり技術家の仕事は技術家の手に依らねば動きださぬものであれば職業を愛する精神が缺けてゐる時には技術者錬成の性格組織は整備して行かないのである。技術者が何時までも安んじて活動でき挺身しうる様な性格組織を技術者の中に國民生活面に築き上げ、之と技術者錬成を結び付ける企圖が新しき性格を技術者に附與する事となり新しき秩序を打立てる事となつて返つてゆくのである。そのことが如何に生産力昂揚に強力なるものとして執り上げられ評價を受けてよいかは軍に於ける少年航空兵少年戰車兵の非常に効果を上げつゝあるを見れば容易に諾し得られるものであらう。國家の意志を體現する方法職業は技術者の國家に對する宿命的使命的世界像を要請し國家成長のために技術者精神の發展強化を欲求する勤勞を尊び、職業を愛する精神こそ戰闘的技術者精神の裏づけたるべきもの一紐帶たるべきものである。

技術者精神を育て築上げ國家の意志に即應する「職業」に於てこそ技術者は皇國民として完成し技術者として錬成されてゆくのである。職業を愛する精神——高い内容と意義を持つ仕事の喜びがどの様に技術者の熱情をかきたてて振起せしむるか一片の資本資材勞力智能の機械的動員の遠く及ばない事實を見極めなければならぬ。

青年技術者への期待

我國の技術的水準の世界的に見て低位に在ることは残念ながら誰しも認むる所であり生産力昂揚は焦眉の急を告げ更に加重して民族的プロック化の過程は技術的鎖國を現象しつつあり今日の技術者に負はされた責務は餘りにも重大である。國家の意志に依り育てられ導かれ曇りのない目を輝やかし組織された力強い意志を有する青年技術者が大東亞建設と戦争遂行の生牒のために國家の意圖する要請に限りなく編成されつゝある。新しき性格を持つた青年技術家新しき地圖を用意せる青年技術者への期待は一に「我を超えて行け」である。要は實行であり百の議論よりも一つの實行である。今日の要請する所は青年技術者に從來の小核的態度をかなぐりすてゝ國家の意志する所に即應し技術者の眞面目を發揮する「敢えて征く」先人の屍を超えてゆく氣魄と行動を求めて止まぬのである。そこに足踏みし後退する事は許さず唯「前へ」の嚴肅なる歴史建設あるを知得しなければならぬ。17—11—9（筆者は三菱長崎造船所技師）

劇場の火災 亀甲梁 猿若町とその三座

劇場の火災

「火事は江戸の華」であつたのか、將又わが國都市建築の恥辱であるのかは知らないが、兎も角劇場を中心とした江戸の火災史を調べてみたゞけでもその罹災の頻繁であつたことに今更の如く驚かされるのである。

江戸の劇場の火災に就ては多くの記録が遺つてゐるが、それらの代表として江戸最古の歴史を有つ中村座を例に採つて検討してみることゝしよう。1624年(寛永元年)猿若勘三郎が歌舞伎芝居建設の儀を願ひ出て許可を得、中橋に常設芝居を創立してより、禰宜町に移り(1632年)、猿若町に移り(1842年)、三たび鳥越町へ移り(1884年)、1893年(明治二十六年)罹災して以後復興せず遂に廢座となるまでの270年間に、實に45度の災禍に見舞はれてゐるのである。

今これらを年次順に列べてみれば

1628年	4月 8日
1640年	10月21日
1657年	1月18日(明暦三年)

本郷丸山本妙寺より出火したもので、芝淺草へまでも延焼、死者十萬餘、俗に「振袖火事」として名高く、市村座山村座も共に焼失してゐる

1660年	1月14日
1661年	10月28日
1676年	12月26日
1679年	5月29日(延寶七年)

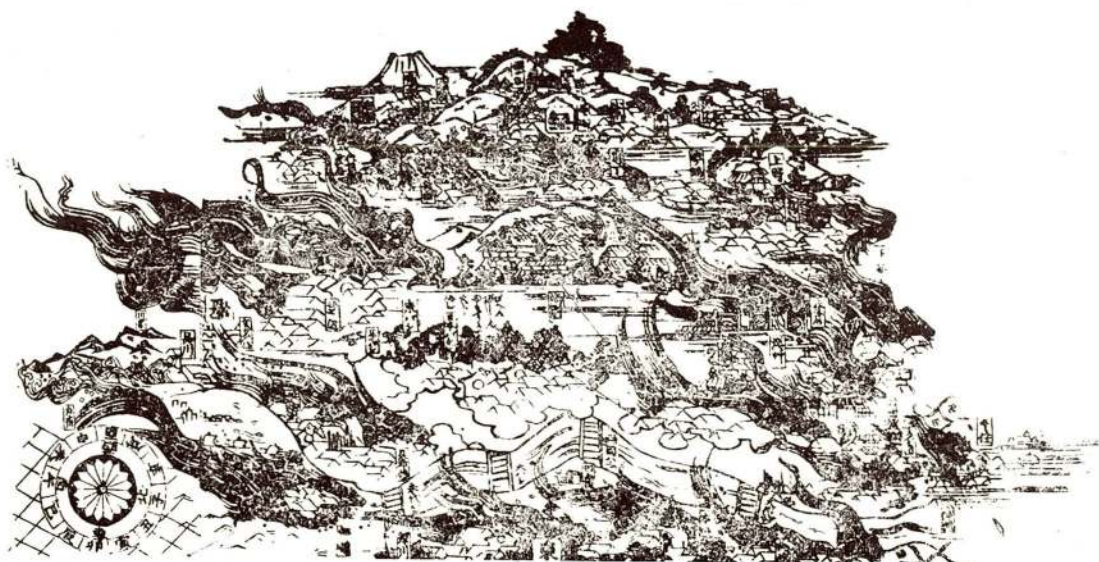
堺町人形芝居大坂七太夫座より出火。

1682年	12月28日(天和二年)
-------	--------------

本郷駒込片町より出火、歌舞伎劇で有名な「八百屋お七」の放火による火災。

第一圖 安政大震災の圖

安政大地震の直後、1855年10月13日發刊の瓦版に載せられた江戸罹災の圖。右邊に猿若町の三櫓が災上してゐるのが見られる。



1683年	12月 6日
1698年	12月10日
1703年	11月29日 (元禄十六年)
震災であつて、中村座の他に市村、森田、山村 河原崎の各座悉く焼失してゐる。	
1706年	1月14日
1707年	3月20日、11月20日
この年3月と11月の二回も罹災してゐる。	
1710年	12月19日
1713年	12月22日
1716年	1月11日
1726年	11月27日
1746年	2月29日 (延享三年)
罹災後、屋根は瓦葺、外周は塗壁となす。	
1756年	1月14日
1760年	2月 6日
1766年	2月29日
1772年	2月29日
1781年	1月 8日
1783年	10月28日
1786年	1月22日
1809年	1月 1日、11月13日
この年も二回焼失。	
1813年	11月29日
1817年	1月12日
1825年	12月19日 (文政八年)
葺屋町人形芝居結城孫三郎道具物置より出火。	
1827年	1月 3日 (文政十年)
市村座三階より出火にて類焼。	
1829年	3月21日
1830年	12月22日
1834年	2月 7日
1841年	10月 7日 (天保十二年)
自火、樂屋より出火、この火災により時の老中 水野越前守忠邦より江戸の芝居は三座共淺草望 天町 (後の猿蓑町) へ移轉すべきやう命ぜられ た。	
1854年	11月 5日
1855年	10月 2日 (安政二年)
所謂安政の大地震に因るもので、三芝居共に焼 失してゐる。(第一圖参照)	
1860年	8月27日
1864年	4月22日

1875年	12月 (不詳日)
1880年	12月31日
1882年	1月23日 (明治十五年)
自火、	
1885年	1月 3日 (明治十八年)
自火、中二階より出火す	
1893年	1月22日 (明治二十六年)
焼失後斷絶す	

以上列記した如くに、甚だしきは同一年内に2度も罹災して居り、最も好調の時期をとつてみても連続23年間以上は災禍を免り得て居ない状態であつた。今こゝにこれらの平均を算出してみれば丁度6年といふ數字を得る。則ち中村座の劇場建築としての平均使用壽命は六ケ年、若くはそれ以下であつたと確定出来るのである。

往時如何に簡易建築であつたと云へ、六年毎に劇場を修築してかゝらなければならなかつたとすれば、この一事だけを以てしても、芝居經營が如何に困難な事業であつたかも了解されるであらう。

然しながら上の罹災年表を仔細に檢すれば、中村座自身よりの失火に因るものは1841年、1882年、1885年の3件のみであり、それ以外の40餘件は悉く他よりの出火に因る類焼であることを識り得る。

中村座自身よりの出火が1840年以前までに皆無であるのは一見奇異に感ぜられるかも知れないが、これは江戸末期に至るまで芝居興行は主として晝間であつて、照明用の燭火を用ひる要が少かつたためであらう。

自火に因る3件は已むを得ずとするも、類焼に因る40餘件の責任の大半は寧ろわが國建築構造の有つ本質的缺陷に歸せらるべきではなからうか。若しわが國の都市建築の主體構造が耐燃性難燃性のものであつたとしたならば、一劇場建築の壽命6ケ年と云ふ無法な數字は遙かに延長せしめ得たことであらう。

江戸劇場の火災は現代に於てもわれわれ建築家に對して示唆する處が多い。

龜 甲 梁

頻々たる罹災によつて改築又改築を餘儀なくせしめられてゐた劇場經營當事者にとつて最も困惑する問題は、劇場間口十間餘に架け渡す大梁材を

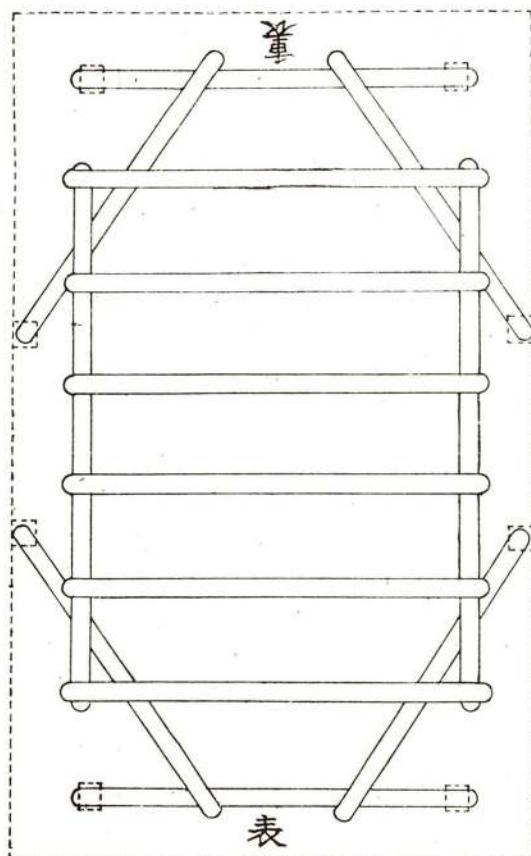
如何にして入手するかと云ふことであつた。(江戸後期の劇場建築は、屋根荷重を支へるため梁行方向に3本の「牛丸太」と稱する丸太梁を渡してゐた)

殊に安政大震災(1855年)に灰燼に歸した猿若町の三座を改築普請するに當つて、罹災後の江戸中の材木問屋には大梁材は見當らず、遠方の山から伐出して運んで来るにはその費用が莫大となるので、太夫元は劇場の復興に全く行き悩んでゐた。

この難問題に對處して、市村座の大道具の棟梁第十一代長谷川勘兵衛(長谷川家は江戸劇場の大工道具方の棟梁として代々傳はる名門である)が「龜甲梁」と稱して始めて組合せ梁構法を工夫し、明快なる解決を與へたのである。

第二圖 龜甲梁の圖

豊亨芥子編集「花江都歌舞伎年代記續編」卷之參拾より。



則ち、これは14本の小梁を組合せることによつて在來の3本の大單梁に代へたものであり、桁行材と四隅の煙材とのなす六角形の型より「龜甲梁」と命名されたものである。

現在「龜甲梁」については上掲の圖が識られてゐるのみであるが、これによつてみれば組合せ梁とは云ひながら未だ力學的にはトラスの概念に該當するには至らず、たゞ部材の組合せによつて荷重を持ち送つたと云ふだけのことであつた。

然しながら、これだけのことで當時の建築構造技術としては正に劃期的進歩であり、劇場は建築界の尖端を行くものとして他のあらゆる建築に影響を與へる處が多かつた。

さて、始めて龜甲梁劇場建築の認可申請に接した幕府當局は、奇異なる設計圖面の判斷處置に苦んだが、勘兵衛の切なる説明により「長谷川勘兵衛が危険なしと保證するなら設計通り普請を差許す」と云ふことになつた。

當時の芝居道では、表方のことなら中村勘三郎、建築や大道具のことなら長谷川勘兵衛が願ひ出れば大概の事は許可が下りたと謂はれる位この兩者の信用は厚かつた。

市村座の許可が下りると、早速中村座もこれに倣つて龜甲梁建築を願ひ出た。(たゞ森田座だけは從來通りの牛丸太で建築した。)

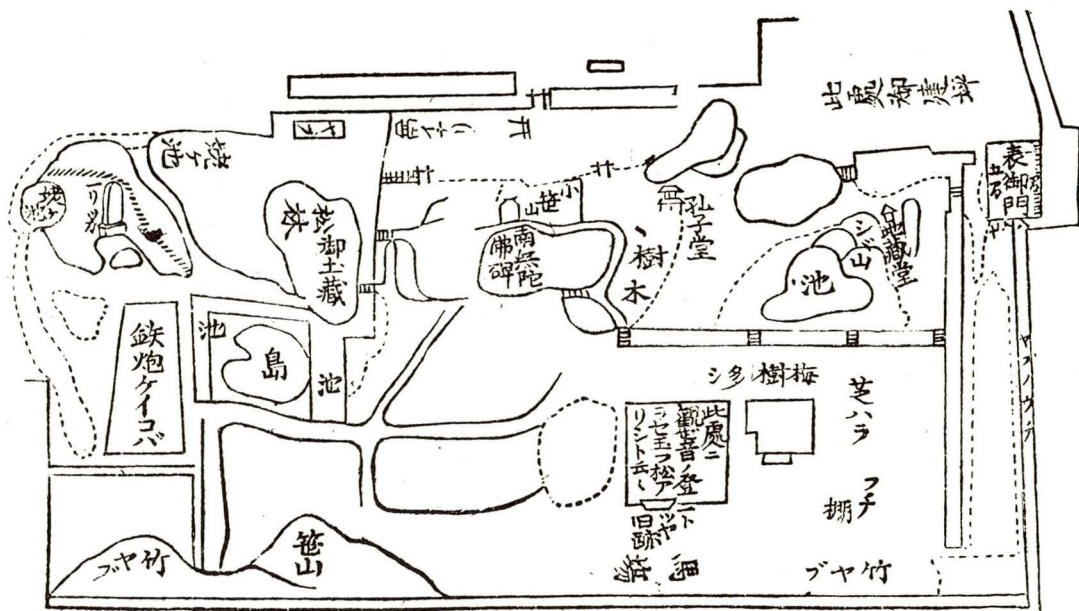
新構造法による劇場は當時江戸中に大評判となり、翌1856年3月市村座開場の時の番附には「龜甲梁」の繪が掲載されたりさへした。

前にも記した如く、組合せ梁構法「龜甲梁」は江戸末期建築構造法の一大飛躍であり、それは日本建築歴史上に太書して記録し置かるべき事項であるだらう。

猿若町とその三座

江戸末期の劇場街猿若町の大略と、其處に在つた江戸の三座(中村座、市村座、河原崎座)の模様とを記さう。(河原崎座は1864年森田座と改む。)

丁度今から百年前の1842年(天保十三年)までは、中村座は堺町に、市村座は葺屋町に(共に現在の日本橋區人形町通附近)河原崎座は木挽町(京橋區木挽町五丁目)に在つたのであるが、時の老中水野越前守忠邦は兼ねて芝居の風教上に及



第三圖 小出侯御下屋敷略圖

「花江都歌舞伎年代記續篇」卷之十五より、地形圖面としては不完全なものであるが、その概略だけは窺ひ得られる。

豊芥子の圖説に

南無阿彌陀佛ノ碑

此六字ノ名號法然上人眞筆ニシテ姥ガ供養ノ爲ニ建之ト云（中略）姥ノ一ツ家舊跡アリ

姥 ゲ 池

池中ニ片葉ノ蘆アリ北ノ方杉其外樹々森々タリ竹藪所々ニアリ如斯舊跡ナリシモ一時ニ變地シテ三戲場操座ノ臺トナリ繁昌ノ勝地トハナリヌ

ばす悪影響を惧れ（當時は演劇の消極面のみが糾弾され、その積極面については認識されてゐなかつた。）1841年中村、市村兩座の焼失を機としてその改築を差留め、遂に翌1842年江戸の芝居は全て邊鄙の地浅草聖天町へ替地すべきやう命じた。これは所謂天保の改革の一部をなしてゐるものである。

天保の改革は次第に衰微しゆく徳川幕府の最後の硬化草政であつたが、餘りに酷烈に過ぎ、近世文化の正常な發展を阻害し、都市民の生活に干渉を加へたため、民衆の反感を喚び遂に翌1843年忠邦はその職を免ぜられるの已むなきに至つた。

新指定地聖天町とは浅草觀音の東北、もと小出信濃守の下屋敷で、竹藪樹木茂つて幽邃と云ふよりは狐狸の住む寂れた荒地であつて、その横手に觀音裏から續く姥ヶ池は鬼婆の入水したと謂はれ

る「一ツ家」（尾上家新古演劇十種の内の）の傳説の地であつた。（第8圖參照）

何しろ交通不便の江戸時代のこと、江戸の中央から浅草の東北邊などへ逐ひ遣られると云ふことは、さながら山奥へでも押籠められる程の感で、當時の劇場關係者達には大恐慌を來したものであつた。

その頃の川柳に芝居替地を諷して

“古池へ歌舞伎飛込む水の音”

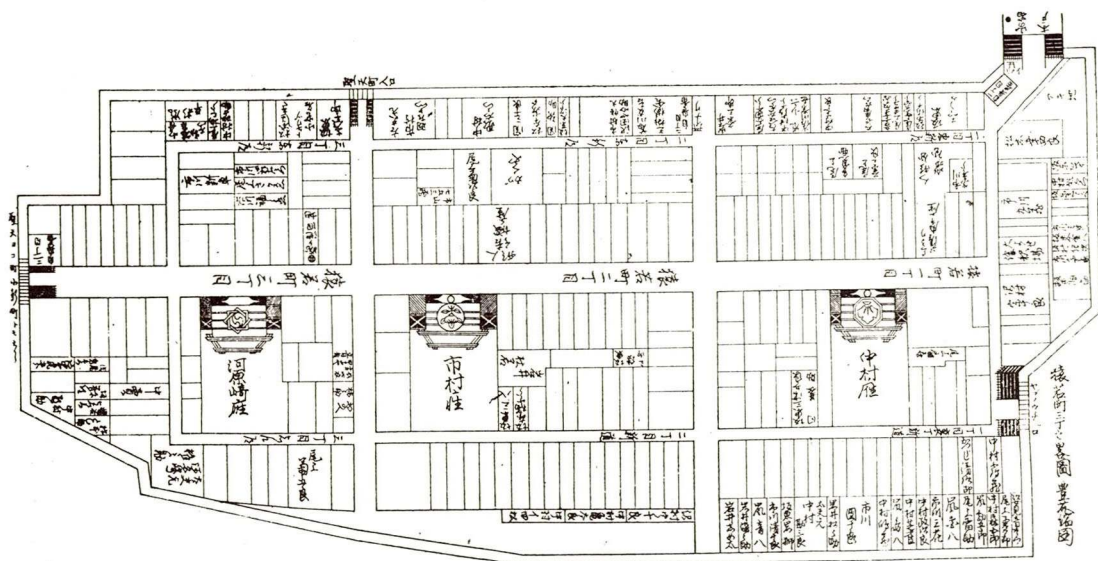
“猿若町狸長屋へ店をかり”

“橋と銀杏が先へ咲はじめ”

市村座の紋は圓に橋、中村座の紋は角菱に銀杏である。

“言譯に繪本を買つて早がへり”

新芝居町猿若町は吉原から遠くは隔つてゐない。など穿つたものが見られる。



第四圖 猿若町三丁之略圖

豊芥縮圖より直接芝居関係者の家屋のみを抄記した。
前第三圖と比較考察すれば興味が深い。

移轉に當つては、姥ヶ池を埋立て附近一帯を盛土し、新たに猿若町と命名し（第4圖參照）その一丁目に中村座、二丁目に市村座、三丁目に河原崎座を置いたのである。（この様に池を埋立てた土地であつたので一體に濕々としてゐて、芝居の奈落などは始終水責めに遭つてゐたことである。）

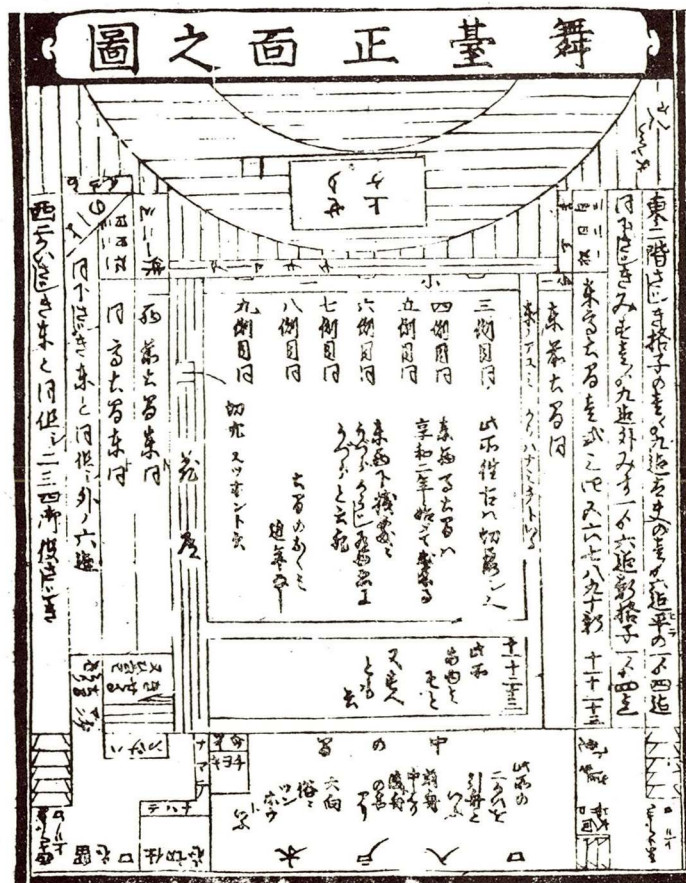
この替地土木工事についての記録を見れば

一、地面有形之通

右坪數千八百八坪之處惣地埋立其上盛土之處東之方土堀地形より三尺五寸下りに致し平均に置土致候事
但土堀下三尺殘し置下水仕付可申候尤木の根竹の根堀取盛土可致申事（仕様帳面別に有略之）

一、金千七百八拾八兩也

本石町一丁目 伊兵衛



第五圖 江戸後期劇場平面圖

觀客席の最前列に「小一」とあるに注目され度し。（本文參照）

一、金貳千四百四拾九兩也

小舟町二丁目 喜 三 郎

一、金貳千三百九拾三兩也

小網町三丁目 岩 五 郎

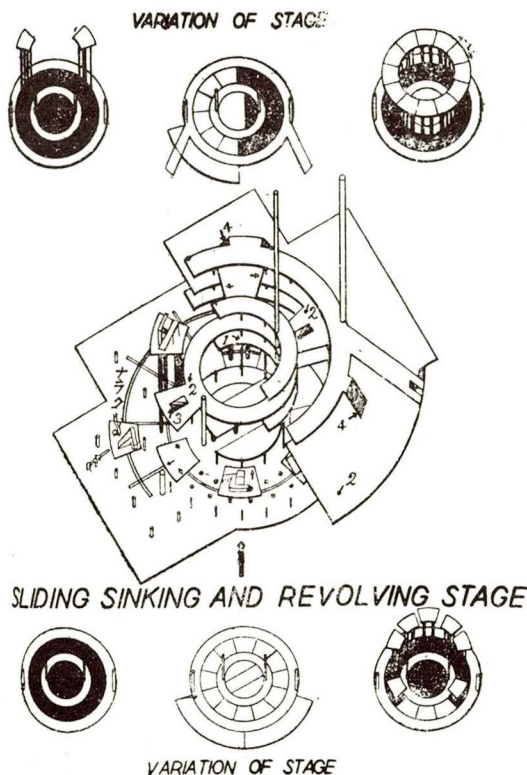
とその請負入札金額までが明確に遺つてゐる。

この猿若町の三劇場の建築の概要は、間口11間奥行21間3尺、坪敷236坪5合、東西棧敷63軒、向棧敷10軒、高土間東西28軒、平土間 120間と云つた數字である。

これを先づ舞臺部分から少し詳しく観てゆくに舞臺正面に破風を造り、これを支へて左右に大臣柱を設け、この兩大臣に虹梁を渡してあつた。(この虹梁から下は1丈1尺、則ち舞臺開口の高さは1丈1尺と定つてゐたものだが、この高さの中に樓閣など脚本の要求する種々の背景を飾らねばならなかつた當時の大道具方は随分と苦勞したことであつたらう。)

舞臺開口の巾は三座共7間半であつて、俗に本

第六圖 川喜田氏案ウクライナ劇場舞臺機構
川喜田煉七郎氏案の「二重廻し」のアイデアの一展開
("I see all" より轉載)



舞臺3間と云つてその間に3間に屋體を飾ることになつてゐた。

廻り舞臺の直径は5間その前方に9尺×4尺の迫りが設けられてゐた。

1847年(弘化四年)7月第十一代長谷川勘兵衛は、市村座に於て三世尾上菊五郎が引退興行として、「五十三次」(當時の藝題名「尾上梅壽一代嘶」)を演じた時、始めて「二重廻し」(一名蛇の目廻しとも謂ふ)を工夫した。

この二重廻しのアイデアは勿論世界の劇場に魁けてのわが国歌舞伎劇場の獨創であるが、廻轉のアイデアの重要な一展開を成すものであり、今日歌舞伎座、大阪歌舞伎座、大阪劇場、角座等にその實際の設備と演出例が見られ、又1930年に催されたウクライナ大衆劇場の國際競技設計の際の第一席當選案のウェスニン兄弟案、第四席川喜田煉七郎氏案、(第六圖參照)第八席ワルター・グロビウス案等々には明瞭にその影響が窺はれる。

次に觀客席部分の大略に就ては、第5圖に示されてゐる如く花道と假花道との間の平土間は第三側目より第九側目までの7行に縦に區切られ、兩花道の外側に東西土間、更にその外側に東西高土間(これは1802年に創設された)があり、最外側は東西下棧敷(一階棧敷、俗にうづら棧敷と稱された)上棧敷(二階棧敷)で圍まれてゐた。これらは各々巾4尺5寸の縦の行であつて、夫れが横に4尺乃至4尺3寸の巾の列に區切られて5人詰の「仕切桝」を形成してゐたのである。

江戸期の歌舞伎劇場は圖を見ても判るやうに、本舞臺の前に附舞臺が土間の中へ突出してゐて(猿若町時代の附舞臺の出巾は10尺)その附舞臺の前端に幕を引いたので、東西の桝、棧敷が3間づゝ總計18間が幕の中に入つてしまつた。これが俗に「幕内棧敷」と謂はれたものである。(觀客席の一部が引幕の裡に入ることは、近代の額縁式劇場に馴らされてしまつた現代人にとつて奇異の感を抱かしめる事實である。)この中西上棧敷第二、三間は芝居檢分に來場の幕府役人のために當てられ特に「御役棧敷」「御役穴」と稱された。

1849年(嘉永二年)「小一」と稱して平土間の最前列に2人詰の見物席がはじめて設けられた。大阪で俗に謂ふかぶりつきに相當する席のことである。(第五圖參照)

「小一」の創始の時期に就ては、後藤慶二氏著「日本

劇場史」以下現在までの劇場建築史書には1856年（安政三年）と唱へられてゐるが、1858年刊行の一枚刷「猿若年代記」（山閑人著）を見ると明瞭に「嘉永二己酉、土間の小一出来る」と記されてあるのでこれを1849年にまで引上げることとした。尙これに就ては大阪のかぶりつきの發生についても調べる必要あり、後日考究の餘地を残してゐる。

観客収容数は三座共千人詰と謂はれてゐるが、實際に1拵5人詰として拵の數から計算してみても1100人位にはなる。大入りの時の「つんぼう棧敷」の立見の客等も勘定に入れれば1500人前後は収容し得たことであらう。

江戸末期民衆の最大の慰樂街猿若町も維新の後には時勢の推移につれて、1872年（明治五年）に先ず守田座（河原崎座）が新富町へ去り、（1872年東京府令にて劇場免許制度となり、その設置區域が始めて自由となつたのである。）次で1884年（明治十七年）には中村座も浅草鳥越町へ移轉し、遂に1893年（明治廿五年）市村座も下谷二長町へ移つてしまつた。

大正大震災まではそれでも尙「樂屋新道」「役者新道」など云ふ名稱の路次が實際に遺つてゐて、歌舞伎華かなりしその頃の追懷の資ともなり得たと云ふことだが、現在は果してどんなになつてゐるだらう歟。

（1942.11.6）

（筆者は 大阪市技師、建築部防火改修課勤務）

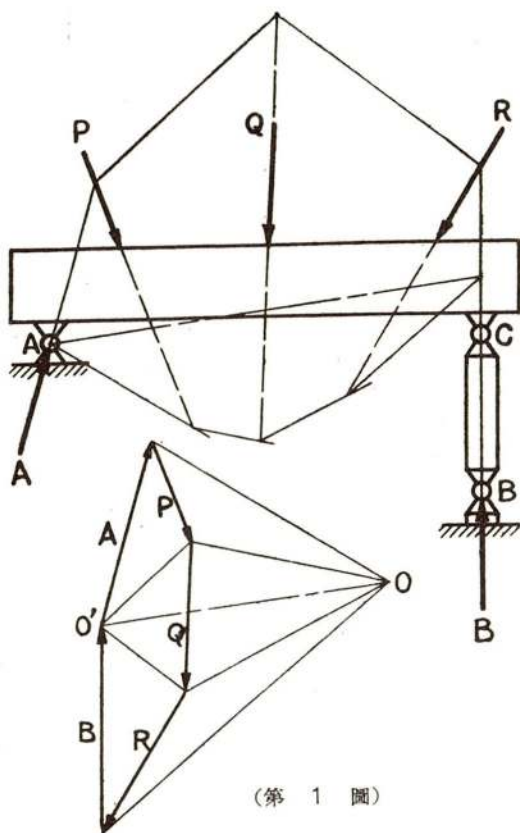


第七圖 猿若町夜の景

廣重筆名所江戸百景の内、一番手前の櫓（圖の右上）が森田座、中央に市村座、遠くに中村座の櫓が見える。華やかだつた歌舞伎舞臺の幕も閉ぢて、観客は皎々たる月の影を踏んで家路に就く、と云つた芝居街情調を描いたもの。

合力線のトラス 解法への應用(1)

猪志四門寺



(第 1 圖)

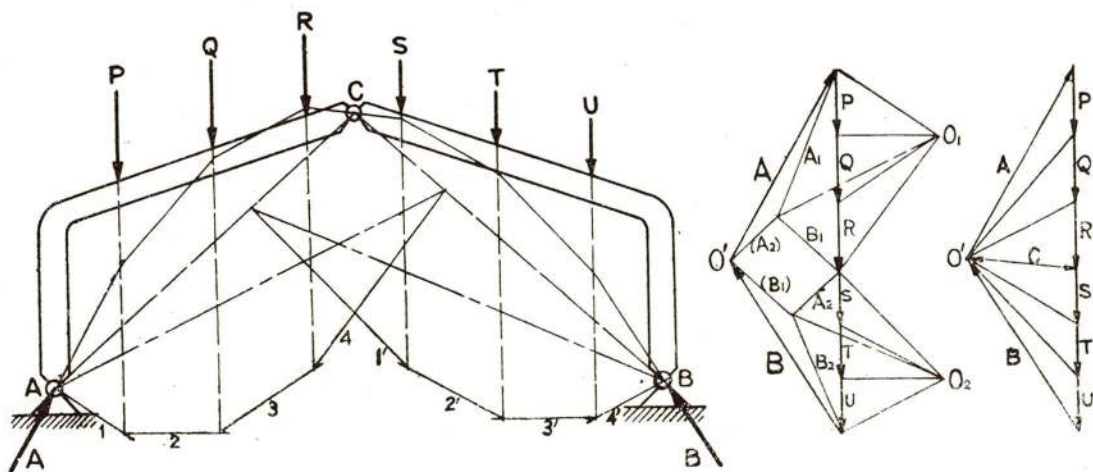
§ 1. 合 力 線

普通の構造力学書で所謂合力線に觸れてゐるものは割合に少ない様であるから、本節で一通り合力線に關して述べて置き、それから本題に入りたいと思ふ。

先づ第1圖の如く一構面が回轉端Aと支鐸或は反力棒(スタンゲン Stangen) BCとによつて支持されてゐる場合(之はCが移動端である時と全く同じであつて、矢張り單純梁であるが)其の兩

反力を圖式決定しようとするれば、反力Bの作用線が鉸B及びCを結ぶ直線となるべきことを利用して示力圖及び連力圖(極Oは全く任意)を描けば可いので、之は今更説明する迄もないことである。所が示力圖に於ける反力AとBとの交點O'を新しい極として點A又はBより別な連力圖を描く時は明かに反力の作用線を其の始線及び終線とする連力圖が出来るであらう。そこでこの連力圖の意義を考へてみると、示力圖の方と照らし合せることによつて索線IIはAとPの合力 M_1 の作用線であり、索線IIIは M_1 とQとの合力 M_2 の作用線であり、次に索線Nは M_2 とRとの合力 M_3 (反力Bと同大反對方向)の作用線であることを示してゐる譯で、茲にNがB點C點を通過してゐる所から M^* 即ち(A+P+Q+R)とBとがこの線上で釣合つてゐることが明かとなり、その結果斯かる連力圖は構面に作用する全外力が釣合を保つ状態を如實に示すものと云ふことが出来る。それ故にこの連力圖を特に合力線或は支持力線と稱するのであるが、圖の如き構面の合力線を描くことは『與へられた荷重に對し始線がA點を終線がB及びC點を通過する如き連力圖を描くこと』に外ならず、又1回轉端及び1移動端によつて支持された場合には『始線がA點を終線がC點を通過し、且つ終線が與へられた方向に一致する如き連力圖を描くこと』に外ならないのである。勿論後の場合C點より與へられた方向に當つて任意の1點Bを探つて考へれば終線が2定點を通過するものとして扱ふことが出来るので、之等の問題は兎に角與へられたる3點を通過する連力圖を描くことに歸する譯である。

又第2圖の如き所謂3鉸アーチの支點反力を圖式的に決定する方法を採り上げてみると、通例先づ左構面にのみ荷重が作用するときの反力 A_1 及



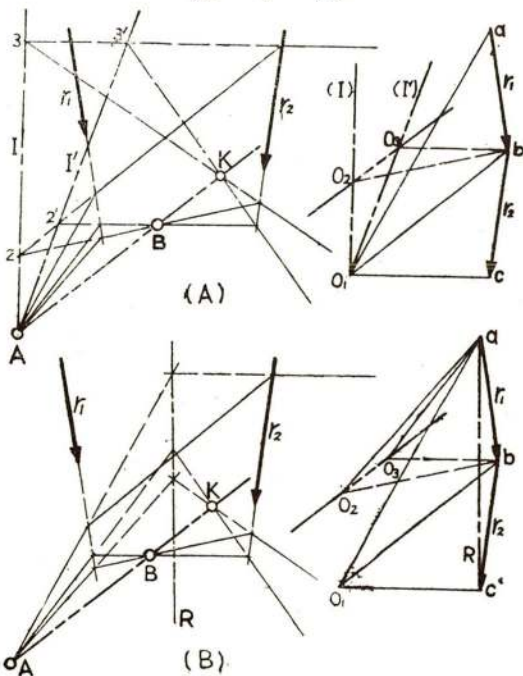
(第 2 圖)

び B_1 を求め(この時右構面は單なる支鐙として働くために B_1 の方向既知となり、故に第1圖と全く同様の方法で示力圖及び連力圖を描けば可い)次に右構面にのみ荷重が作用する時の反力 A_2 及び B_2 を求め(この時は左構面を支鐙と考へることにより容易に作圖決定出来る)然る後に A_1 と A_2 を合成して反力 A を、又 B_1 と B_2 を合成して反力 B を決定するのである。この場合の作圖順序等は圖に就いて諒解して貰ふこととし詳細は略するが、唯示力圖に於て A_2 及び (A_2) は直線 AC に又 B_1 及び (B_1) は BC 線に夫々平行に引くべきことを注意して置く。而してこの時にも示力圖に於ける反力 A と B の交點 O' を新しい極として鉸 A より連力圖を描き始めれば、第4線は鉸 C を終線は鉸 B を通過して茲に矢張り3點を通過する連力圖が得られ之がこの場合の合力線となることは前例から

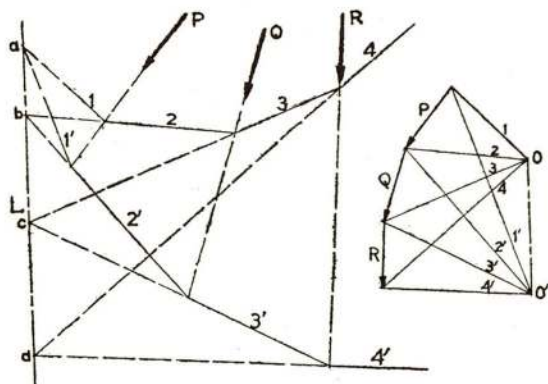
推して容易に知られるであらう。

以上の如く合力線なるものは構造物に作用する總ての外力の關係を明らかに示すもので、特に3鉸アーチにあつては中間鉸 C を通じて兩構面間に作用し合ふ一種の内力が同時によく示されるために、興味ある問題である許りでなく、亦重要な事柄であるとも云へるのである。尤も支點反力のみを求めるためには合力線など描く必要はなく、任意の連力圖によつてその目的を達し得ることは上

(第 4 圖)



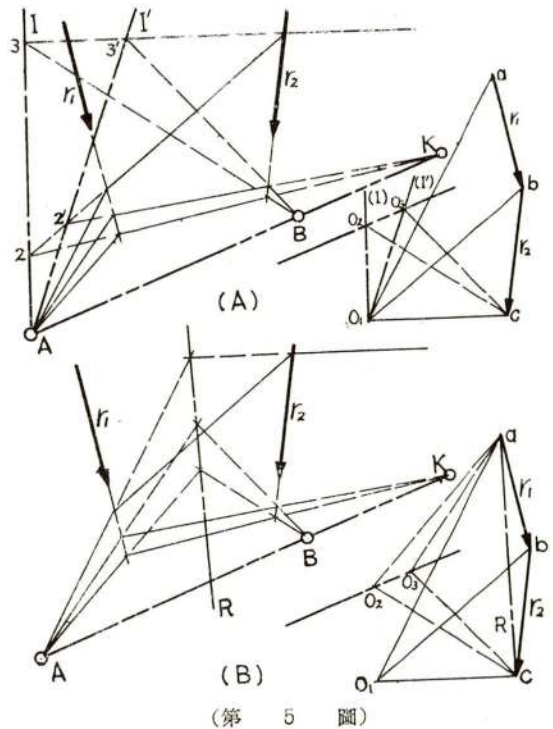
(第 3 圖)



に示した通りであるけれども、時には合力線を必要とすることもあり、又夫れが是非必要でなくとも3鉸アーチ等の場合に左右の構面を別々に取扱つて後に合成すると云つた方法に據らず、先きに荷重全體に對する合力線を描くことによつて反力A及びBと内力Cとの作用線を知り、然る後に示力圖に就いて夫等の大きさや方向等を求める方法も一つの手段として興味ある事柄であるし且つはこの方法をフィンク・トラス等に應用すると新しい圖式解法を行ふことが出来るので、以下3點を通過する連力圖即ち合力線作圖法に就いて暫らく説明することにする。

今第3圖に於いて與へられた3力の示力圖に對して任意の2極 O 及び O' を撰び、之によつて2箇の連力圖を描けば、兩者の相對する索線即ち1と1', 2と2', 3と3'等の交點は總べて1直線 L 上に落ち、而も該直線は2極 O と O' を結ぶ直線に平行であると云ふ顯著な性質があつて、この直線 L をクルマン線と稱して居る。尙ほこの事柄は又次の如く言ひ表はすことも出来るであらう。即ち任意の極 O に依る連力圖の各索線と交はる様な直線 L を任意の方向に引いて之と索線との交點を夫々 $a, b, c, \dots$ とし、次に點 O を通り直線 L に平行直線を引けば、この直線上に極を有する總べての連力圖は其の第1線が點 a を通れば必ず第2線は點 b を第3線は點 c を通過するものである。

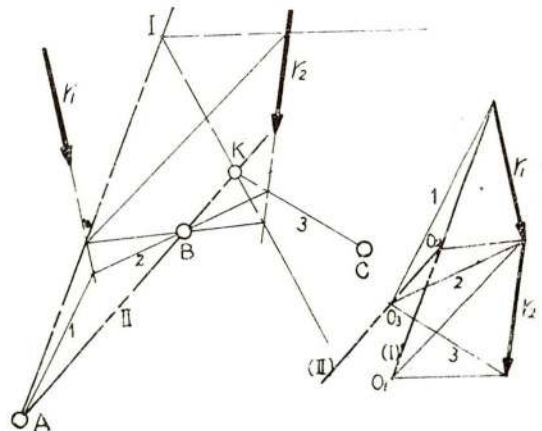
それ故に若し與へられた力群に對し第1線が點 A を第2線が點 B を通過する様な連力圖を描きたい場合があれば(第4圖)、その時には上記の定理或は法則を利用すると至極便利である。即ち同圖(A)に示す通り、任意の極 O_1 を撰んで點 A より連力圖を描いて之の第2線及び第3線が A より引かれた任意の直線 I と交はる點を夫々2, 3とすれば、極 O_1 よりこの直線 I に平行に引いた直線(I')上に極を有する凡ゆる連力圖は其の始線が點 A を過ぎて描かれる時は、第2線及び第3線は總べて夫々點2及び3を通過する筈であるから直線 I をクルマン線とする無數の連力圖の中特にその第2線が定點 B を通過するものは點 B と2とを結ぶことによつて容易にその索線全部を決定することが出来、且つその極は示力圖に於いて b 點より直線 $B2$ に平行に引かれた直線と(I)との交

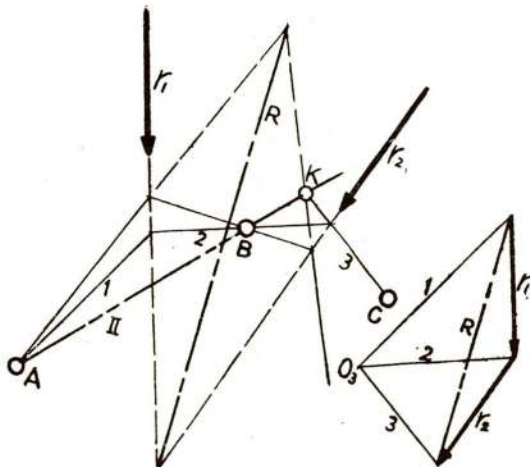


(第 5 圖)

點 O_2 となるであらう。然るに以上の圖法に於いて直線 I の方向は全く任意であるから、例へば之を同圖に示す I' の如く引いても差しつかえない譯であつて、之によつても亦所要の連力圖が一つ描けること明らかである。而してこの場合與へられた力群に對して如何なる連力圖を描いても、その始線と終線との交點は合力の作用線上に在ることは説明する迄もない所であるから、この性質を利用して第4圖(B)の如く先づ任意の連力圖或は

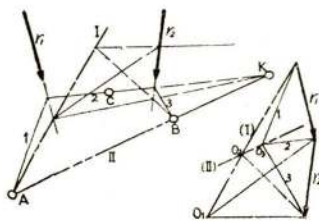
(第 6 圖)



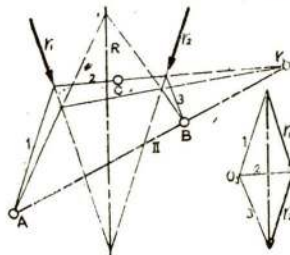


(第 7 圖)

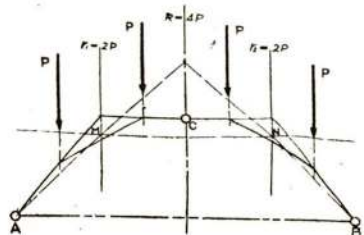
他の何らかの方法によつて合力の作用線を引き、次にこの線上に任意の一点を撰んで之と A 点とを結ぶことにより所要の連力圖の始線を得、次いでこの始線と r_1 の作用線との交點と B 點とを結んで第 2 線を得ることが出来るであらう。その後は第 3 線が終線であれば第 2 線と r_2 との交點を最初に撰定した合力上の點に結べば、夫れが決定出來て茲に連力圖を完成し得る譯であるが、若し第 3 線が終線でない場合即ち與へられた力が 3 箇以上である時には、先に得られた始線と第 2 線から示力圖に於いて極 O_2 を決定しなければならない。従つて斯かる場合は力の配置圖の方で連力圖の終線の方が定まる前に示力圖の方で決定されることになり、この點此の方法は合力線作用法としては餘り有効でないと言へるかも知れない。尙ほこの問題で注意を惹いて置きたいのは、所要の連力圖は (A), (B) 何れの方法に依つても無數に出来ること明らかであるが、之らの連力圖の第 3 線以下は夫々直線 AB 上の一定點で交はり、且つ夫等の極 O_2, O_3 等は AB に平行なる直線上に在ることである。



(第 8 圖)



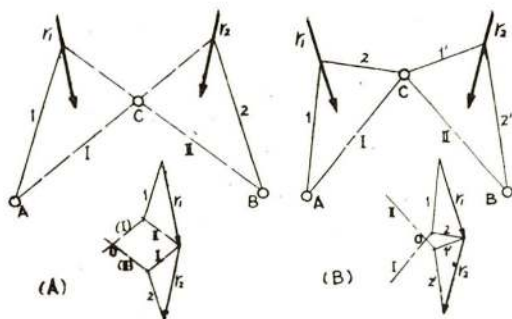
(第 9 圖)



(第 10 圖)

所で次に定點 B が與へられた力群の右外側に在る場合、即ち始線と終線とが定點を通過する連力圖を描きたい場合 (第 5 圖) はどうかと云ふ問題をも一つ考へてみると、この時も前と全く同様の方針で任意のクルマン線或は力群の合力の作用線を利用すれば容易に所要の連力圖を無數に描き得るであらう。而してその作圖法は圖に就て簡単に諒解せられることと思ふので説明は省略し、唯この問題では力が 3 箇以上の場合でも示力圖の助けを借りることなしに (B) の方法で終線を引くことの出来る點が前題と相異して居ることを注意するにとどめて置く。

斯くて與へられた 2 定點を通過する連力圖を上記の何れかの方法によつて描き得ることを知れば (但し B 點が力群の左より第 2 力と最右力との中間に在る時は第 4 圖 B の方法は使用出来ない)、問題の 3 點を過ぎる連力圖の描法は至極容易に之を知ることが出来るのである。即ち第 4 圖に於いて第 3 線が更に定點を通らねばならぬ場合を考へると、この索線は K 點をも同時に過ぎるべきであるから A 及び B を通過する連力圖を一つ適當に描いて此の點を決定して置けば、所要の第 3 線は簡単に引き得るであらう。以後連力圖を完成するには第 2 線第 1 線の順に索線を引けばよいこと説明する迄もない。第 6 圖は以上の方針で與へられた 2 力に對し圖示の A, B, C 3 點を過ぎる連力圖の描法を示したものであるが、之は (A) の方法に依つたものであり、而も A 點を通つて最初に描いた任意の連力圖の始線をして I 線を兼ねしめ作圖を簡單化した例である。然しこの時若し與へられた力が平行であるか又はその合力の作用位置が容易に求まる如き状態にあれば、(B) の方法に依る方が遙かに便利であらう (第 7 圖)。但しこの方法は前述の如く第 2 線が B 點を通過するのだけ



(第 1.1 圖)

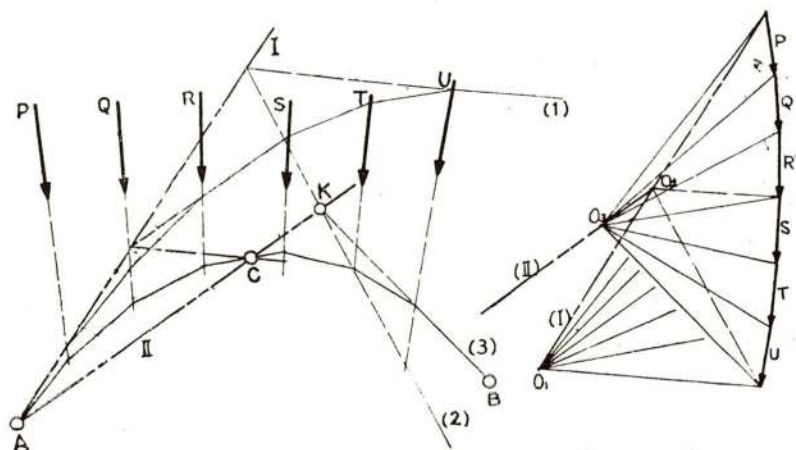
れば不可能であり且つ第3線が終線となる場合の外は餘り簡便でないで、力が多數の時はC點は通常最右力の右側に在るからAB間及びBC間に存在する力の合力位置が夫々容易に求まることをその前提條件とすることになる。

さて以上の方法は何れにしても左から順次に定點を通過せしめて行くものであるが、場合によつては第5圖に示した性質を利用して、先づ兩端の2定點を通過する連力圖を描いた後中間の第3定點を通過せしめる方針を採ることも出来る。その作圖法は第8圖の通りで、この時も第6圖と同様に(A)の方法に依つたものであるから矢張り最初の連力圖の始線をI線とすることが望ましい。又この時も與へられた状況が第7圖の夫れと同一であれば力群の合力を利用する方法が考へられるであらう(第9圖)。所が之等の方法は何れも直線ABがクルマン線となることに着目したものであるから、K點即ち前掲の諸圖に於けるA點B點を過ぎる任意の連力圖の第3

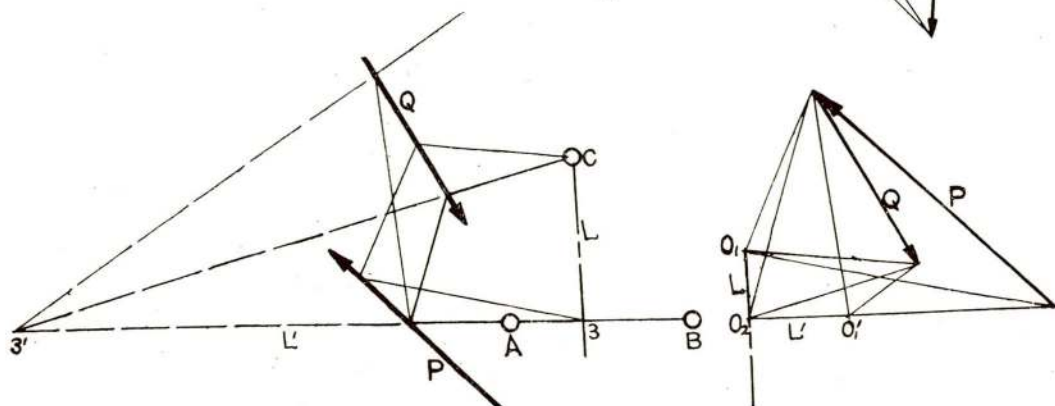
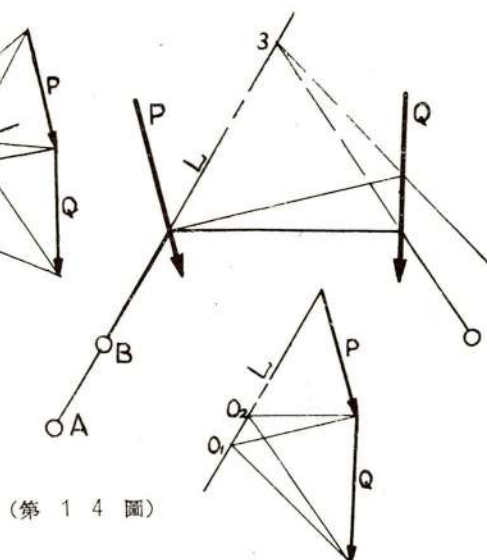
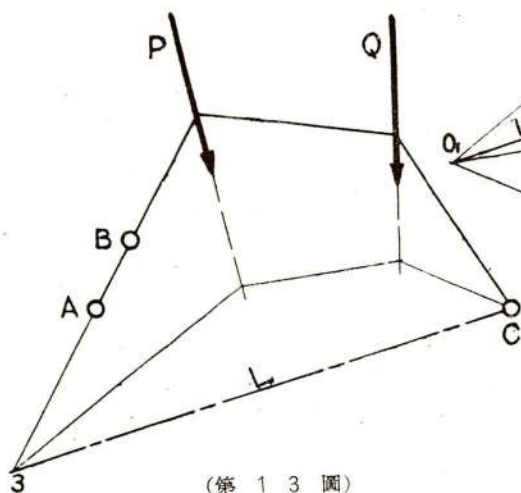
線或は第2線(一般には第3定點が存在する力間に來る索線)が直線ABと交はる點(定點)が圖上に易く得られねばならないので、従つて上記4方法の中何れを最も便宜とするかは與へられた状況によつて明らかに相違するものである。即ち第6圖と第8圖及び第7圖と第9圖とは夫々力の状態は略々同一であるが定點の関係位置を稍異にする所

から、第6圖及び第7圖の場合は共に第2線がA、Cを結ぶ線と平行に近くなつて、その結果(A)の方法に依らざるを得ない譯である。之に反して第8圖及び第9圖の場合には(B)の方法を採用出来ると同時に(A)法を用ひても差しつかえないこと勿論であるけれども、時には定點の位置によつて之に作り得ない場合も起る筈で、例へば第9圖に於いてC點を今少し左上方に在る場合を想像すれば斯かる状況を容易に知ることが出来るであらう。然し多くの力が與へられる實際的な場合に就いて言へば、第9圖の方法に依ることを先づ考へ、之を用ひ難い時は第6圖の法に依るのが得策であると思はれる。尤も事情によつては第7圖の方法も用ひらるべきで、之らに就ては以下實例によつて説明することにしよう。

第10圖は對稱な3鉸アーチに對稱荷重が作用する場合で實際に屢々起るものであるが、斯かる状態に對して合力線即ち3箇の鉸を通る連力圖を描く必要がある時には、明かに第9圖の方法を用ひるのが最も簡便である。即ち各荷重の大きさ及び方向如何に關せず之等が唯C點に關して對稱的に作用する時は(圖では最も簡單なものを選び荷重は總べて同大鉛直下向としたが)、全荷重の合力RはC點を通つて鉛直方向を取る筈であるから、この上の任意の一點とA點及びB點を結ぶ直線がAC間及びBC間に存在する荷重群の合力作用線 r_1 及び r_2 と交はる點を夫々M、Nとすれば、この2點は明かにC點に關して對稱である。従つて直線M



(第 1.2 圖)



Nは直線ABと平行し(A點B點もC點に對稱であるから)、その交點即ち r_1 及び r_2 に對する連力圖の第2線が通過すべき定點Kは無限の遠距離に行くことになるので、結局C點を通過する索線は直線ABと平行するであらう。斯くて r_1, r_2 に對する第2索線は如上の試みを行ふ迄もなく視察のみによつて容易にその方向を知ることが出來、之を引いて r_1, r_2 の作用線と交はらせれば夫等の點をA, Bと結んで始線及び終線も亦簡単に描くことが出来る。而して勿論茲に得られた連力圖の各索線は與へられた力群に對する連力圖の夫々始線終線及び中央線となるものであるから、4力の場合には直ちに圖の如く第2線及び第4線を引けばよく、若し力が6箇以上あれば先の索線によつて極を定め、それから所要の連力圖を描けば可いので

ある。然し問題が反力を知るので充分な場合には r_1 , r_2 に對する連力圖を描き得れば之から示力圖に就いて簡単に夫等の大きさ方向等を求めることが出来る譯で、この目的のみとしても以上の方法は在來のものに比して可なり簡明であると云ひ得るであらう。今參考のために從來の方法を概略説明すると、第11圖に示す如く片側荷重を先づ1箇の力に纏めて置き、之とAC或はBCとが交はる場合には(A)の如く直ちに片側落重による反力を決定することが出来、若し夫等が交はらぬ場合は(B)の如く r_1 に對してA, Cを通る任意の連力圖を又 r_2 に對してB, Cを通る任意の夫れを描き、然る後 r_1 及び r_2 に對してA, B, C 3點を通る連力圖を考へれば其の極は當然2本のクルマン線I IIの交點であるべき所から之を決定し得るの

で、茲に始めて兩反力を求めることが出来るのである。この方法は例へば第2圖で $P=Q=R$ （等間隔）且つ $S=T=U$ （等間隔）なる場合等には或は都合が宜いかも知れないけれども、上の如き對稱的な狀態に對しては稍迂遠な憾み無しとしないうであらう。尤も骨組荷重共に對稱なる時中央索線が AB 線に平行することはこの方法によつても無論證明出来るので、この事實を豫め定理として置けば實際に當つては第10圖後段の作圖を直ちに行ふことが出来る譯である。然し斯かる法則の證明をするとして第11圖（B）の如き交點の得難い狀態に對しクルマン線の考へを應用するならば、明らかに第10圖或は第9圖の方法に依るのが遙かに明快ではあるまいか。

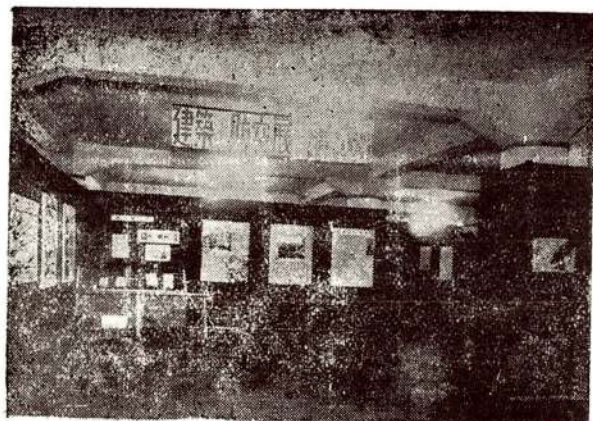
第2の例は第12圖の如き一般的狀態に對してであるが、この時は第8圖或は第9圖の方法は AB 上の K 點が圖上に求まるや否や豫測し難いので先づ採用出來ず、第7圖の方法も合力を求める必要があるためにこの場合は不適當であると考へられるから、結局最初の第6圖法を利用するのが最もよいと云ふことになる。その作圖法並びに第2圖の行き方と比較して有利な點は圖に就いて十分諒解し得られると思ふので詳述は避けるが、第2段に描かれる A, C 兩點を通過する連力圖（2）の索線は同圖では必要なものゝみを引くにとどめてあるから注意して貰ひたい。而してこの方法は第2圖の如き平行力があつても其の大きさが總べて異ると云つた場合には同じく利用せらるべきものであるが、この際若し P, Q, R 及び S, T, U の合力が夫々容易に求め得らるとすれば、前述の如く寧ろ第11圖の方法に依つた方が簡便であると一應考へられはするけれども、この第6圖の方法を用ひたとしても實際問題としては示力圖に於ける O_2 點やⅡ線は不要（合力を取れば力は2箇になつてしまふので）なのであるから別に面倒なことは無く殆んど同じ手數で済むのである。而もこの時更に與へられた力群が平行ならば、全荷重合力の位置を簡単な計算によつて知り得るので第7圖の法に依ることも可能な譯である（斯かる場合には第9圖に依り得るや否やが豫め明瞭となる）。

斯くして如何なる場合にも在來の方法を用ひること無く、クルマン線を利用する一貫した方針の

下に極力手數惹いては誤差を少くしながら3點を通過する連力圖を巧みに描くことが出来るのであるが、尙ほ終りに蛇足ながら3定點が總べて力群の外側に在る場合を付け加へて置かうと思ふ。

さてこの時は第13圖の如く任意の極 O_1 による連力圖を C 點より描き始め、之の終線と直線 AB の交點 3 を求めれば所要の連力圖の終線 AB はこの點をも通過すべきであるから、其の極 O_2 は O_1 より $C3$ 線に平行に引いた直線上に在ること明らかであつて、通例この性質を利用し O_2 を先に求め、然る後連力圖を完成する。この方法は云ふ迄もなく第1圖の如き單純梁の支點反力を圖式で求める普通の方法と全く同一で、その場合の連力圖の閉合線なるものは所謂クルマン線に外ならなかつた譯なのである。所で斯かる場合にもクルマン線を利用するとすれば、始めから之を意識して第6圖の方法を用ひ、第14圖の如く先づ A, B を通る即ち直線 AB を始線とする任意の連力圖を描いてその始線をクルマン線としてしまへば、前法よりも簡単に而も先に所要の連力圖を描くことが出來て便利であらう。この方法は單純梁式に支持された構面に平行ならざる荷重が作用する時常に用ひられて然るべきであると思ふが、今或る特殊な力に對し上の2方法を用ひて其の得失を比較してみると第16圖の如くなる。即ちこの時第13圖の法によれば連力圖に於ける點 3 を決定する際稍精度を缺く嫌ひがある代りに示力圖に行つて點 O_2 を求める時は非常に樂であることが判り、之に對して第14圖の法を用ひると點 $3'$ を決定する索線は比較的鈍く交はるのでこの點は前法より稍優り、次に點 $3'$ によつて描かれる 3 點を過ぎる連力圖の第2線を利用して示力圖の O_2 を求めることにすれば此處でも可なりの精度を保持出来ることを知るであらう。それ故に合力線を描くことを目的とせず唯 A 點に於ける反力のみを知り度いとすれば、まづ何れに依るも大して懸隔なしと云はざるを得ない様であるけれども、然しこの作圖をトラス解法に於ける所謂クレモナ應力圖の中に挿入する場合等を考へて、茲に合力線法を紹介した次第なのである。（この項終り）

（筆者は立命館大學専門部教授）



創立廿五周年記念

建築と防空展

主催 社団法人 日本建築協會
 後援 中部軍司令部 大阪師團司令部
 大阪警備府 大阪府 大阪市
 朝日新聞大阪本社
 期日 昭和17年9月29日—10月4日
 会場 大阪心齋橋 大 丸

防空なくして国防なし

大御稜威の下

我が皇軍は陸に海に、赫々たる戦果を収め、大東亜の新秩序建設は着々と進められてゐる。
 一億國民亦和衷協力、烈々の意氣と必勝の信念を以て、鐵石の護りを固くし、國土の防衛にあたらなければならない。

建築と防空

建築は人間の生活を自然の脅威から護ることが、その本來の目的であつたが、今日では建築も亦國防施設の一環として、空襲の慘禍を阻止する重要な役割を果さなければならない。

國民は一人残らず次の如き防空精神を把握してゐなければならない。

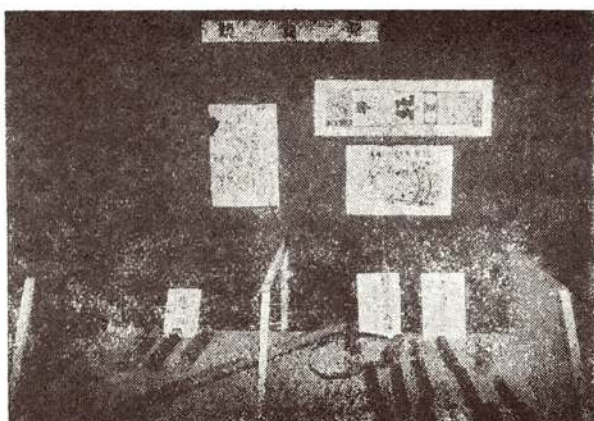
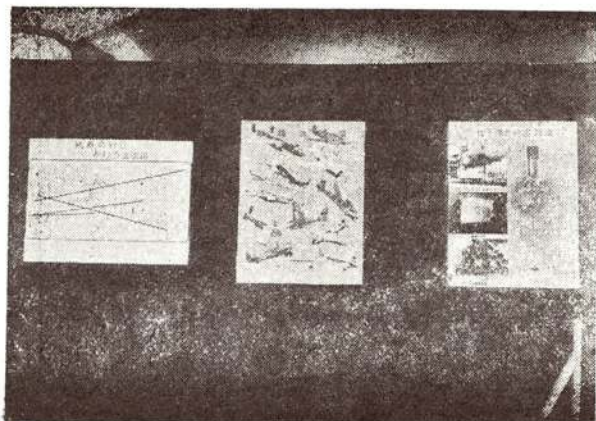
- 全國民が“國土防衛の戰士である”との責任と名譽とを充分自覺すること
- お互に扶け合ひ力を協せ、命を投げ出して御國を守ること
- 必勝の信念を以て各々持場を守ること

防空なくして国防なし

防空は高度國防國家完遂への重大要素である。現在の都市構成から見て、敵は焼夷彈と爆彈との綜合的攻撃を企圖して我本土を襲ひ、廣地域に同時多發性の火災を起さしめんとするであらう。我々は常に防空資材を完備し、實戰即應の訓練を行ひ、よし敵機來るとも鎧袖一觸之を撃滅して祖國を泰山の安きにおかなければならない。

日本建築協會

日本建築協會は國土防衛のため、都市の防空防火の對策につき、率先絶叫すること多年、特に都市武裝促進委員會を設置して、社會に警鐘を亂打し來つた。本會創立廿五周年にあたり記念事業の一つとして、今茲に諸權威の後援を得て“建築と防空展”を開催する所以も亦國民防空の完璧に微力を致さんがためである。



拜啓其の後御無沙汰致しておりますが、兄には相變らず第一線にて御活躍、御奉公の事と存じます。今日は御無沙汰のお詫び旁々大阪の近況などお知らせしてみたいと思ひます。

御承知の通り協會では今年創立滿25年を記念として色々の事業をやつておりますが、その内の1つとして“建築と防空展”が先日大丸で行はれました。

秋風爽かな土曜日の午後心齋橋筋の人の流れが、一ヶ所大きな渦を卷いておりました。そこは大丸の陳列窓の待避壕模型の所だつたのです。“生活即防空”即ち防空的生活を要請されてゐる昨今の市民にとつてはさもあるべきでした。その渦はやがて、大丸へ大丸へと流れ込んで行くのでした。

1階廣間次拔の手摺には“建築と防空展”日本建築協會のタイトルが鮮かに見えて私は一寸嬉しく感じつゝ6階へ上つてみますと會場入口には“防空なくして國防なし”の展覽會趣旨文が大きく浮び上つて居ります。觀覽者の流れに押されて

①趣旨

- 米英の對日ゲリラ進攻路
- 敵機の標識
- 投下彈の被害程度

等が圖表或は寫眞等にて一目瞭然たらしめます。次に焼夷彈の概説があつて、去る4月18日敵米機が投下した焼夷彈の殘滓を陳列して、觀衆に訴へたる所は大であつた様に感じました。

- ロンドン空襲の實例と日本の建築
- 關東大震災火災の慘狀

が寫眞と文によつて我國都市建築の脆弱性を指摘し

○國民の覺悟

を更に要請しておりました。

②都市防空

- 近代都市の要件
- 防空的都市計畫
- 都市の分散計畫

圖と文を以て、私達建築家に於てすらその衝に當らない者には比較的縁遠くなりがちな、この問題を極めて懇切に解剖して剩すなく

- 都市空地の防空的利用計畫
- 今昔の理想都市案

も圖と文にて、御堂筋等にてよく見受けられる、あの醜惡なる廣告板圍ひを取外して廣場とし、防空壕や貯水槽を設け、餘つた處は菜園を作る等の提唱は面白く拜見する事が出来ました。

③偽裝

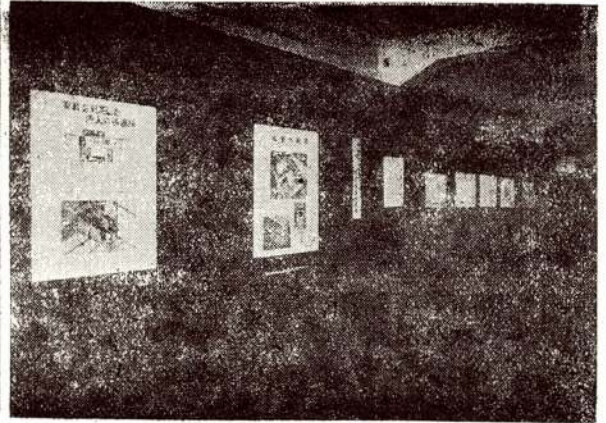
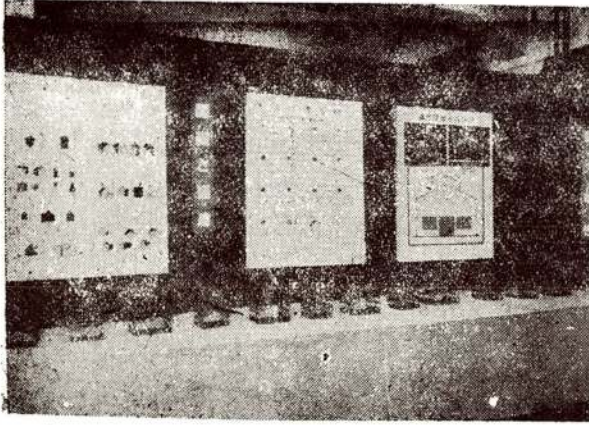
- 上空から目立つ要素
- 明度表(建物表面の明度と地域の明度)
- 視距離と視角
- 要偽裝の限界

等をかゝげその結論として

- 偽裝の方法
 - イ) 迷彩
 - ロ) 植樹
 - ハ) 遮蔽

を圖と模型で以て親切に示してありました。

④燈火管制



○屋内燈火の秘匿

○屋内燈警戒管制の一般的方法

○隠蔽の方法

○警戒管制時漏光制限

○遮光具のよい例と悪い例

等を圖と解説によつて提示し、混雜する人々の中で尙且つノートをとる熱心な人達の姿さへも見る事が出来、戦ふ國の國民の姿をこゝにはつきりと見出す事が出来た様に思つて嬉しく存じました。

○建物の蔭蔽と通風

については、この相容れざる2つの要素に就て多くの工場建築家が如何に解決に努力されてゐるかを幾多の模型や圖を通じて知る事が出来ました。

⑤防火改修

○防火改修とは

○防火改修の方法

を寫眞と圖を示して、木造建築の集團である我國都市の特異性を擧げて、その防空的即ち防火的改修の必要を高唱してゐました。多年協會の絶叫し續けて來つた“武装都市促進運動”の趣旨とは相當の懸隔はありますが、時局柄その急を要する事と物的人的の資源等の點からして私達はこの改修の一刻も早く多くの既存木造建築物に及ぼさなければならぬ事を痛感してゐる次第です。

⑥防弾建築

○耐防弾について

○耐弾構造（外國の指針）

○耐弾構造案

○防弾設備（應急的防破片）

○防弾設備案

豊富なる外國實例を圖示し、又我國に於ける研究の成果たる耐弾防弾設備を圖示解説してありましたので爆彈の威力等今更の如く感じた譯です。

⑦防護室防空壕

○防護室

○防空壕

防護室、防空壕の必要性は今更申す迄もありませんが、之が備ふべき機能等を擧げ、各種構造による實例をたくさん掲げて、多くの人達の足をとめておりました。

⑦待避施設

○待避とは

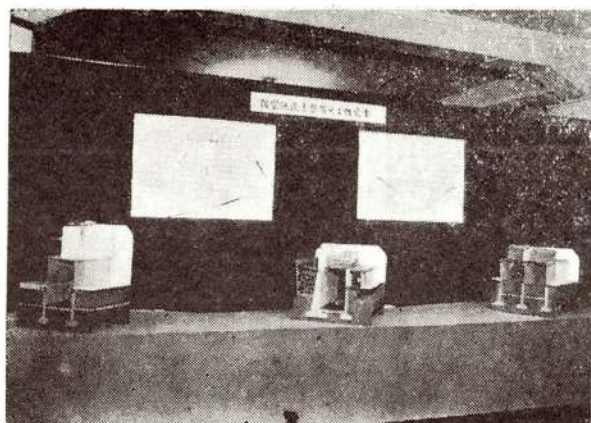
○待避所の造り方

○待避施設構築の標準圖

持場より遅くとも20秒程度を以て待避し得る位置を選ばねばならないと云はれる待避について、工場はなるべく分散して機械器物を利用し待避せねばならない事や、商店に於ては商品を利用し、カウンターを利用し、家庭に於ては階段下、或は家具を利用した押入の待避所、通り庭の利用、地窖の利用等を圖面、寫眞、説明文によつて平易に解説してあつたため、又最近内務省の指示もあり市民生活に密接な關係をもつ事とて、眞剣に觀覽してゐる人達を多く見受けました。

⑧懸賞募集入選圖案

これは“建築と社會”10月號にも發表されてゐましたが、1等に該當する圖案がなかつたので、2等1名、佳作3名を選び、計6名の圖面が展示されてゐました。2等は西野田工業の今西茂雄先生、佳作は松村組勤務の井澤善哉君、堺の浦井作



君、新京の中村昌秋君で何れも着想に於て大體同じ様な傾向を持っておりましたが、審査評にもありました様に、應募期間が短かつたせいとか或は要求事項が多岐に亘りたる爲か、革新的創意に富める理想案がなかつたのは遺憾でした。

⑩住宅防空

○防空施設を整備せる住宅案

イ) 市街地の2戸建

ロ) 近郊の1戸建

が委員の手によつて設計され、水砂其の他の防空的資材を始め、最近問題の待避施設に至る迄十分備へたる設計圖に模型を添へ、展示圖面とその模型をテープで以て結びつけ誰にも一目して判然とする様に仕組んでありました。

⑪結論

○民防空

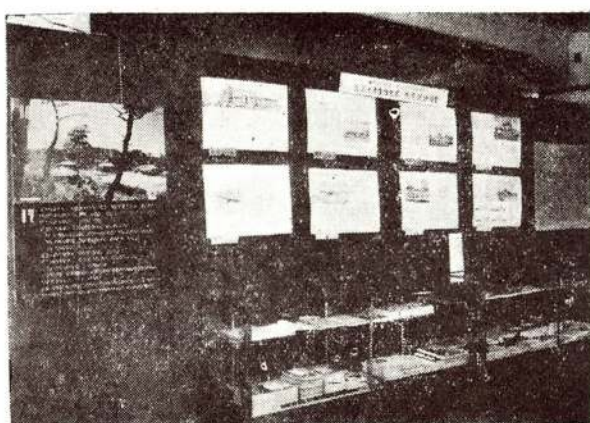
○國民防空の組織(系圖)

○軍防空(寫眞)

「われわれは彈丸の飛び来る第一線にお手傳ひは出来ない。だが防空監視、消火、救護は引受けることが出来る。

隣組防空は國土防衛の尖兵である。敵機の空襲によつて生ずる危害を防止して、これによる被害を軽減するため、軍防空に應じてお手傳ひするのだ。

なほ敵は空襲によつて民心を攪亂せんと企てゐる。一億國民は不動の精神をもつて沈着果敢に行動して自から皇土を護らねばならぬ」と力強く結んでありました。



⑫日本建築協會の回顧

大正6年發會してより最近に至る迄の協會の大きな足跡を、各時代の代表的建物の大寫眞に書き加へた展示方法は、大變手ぎわよく拜見する事が出来ました。私達がまだ建築の道に踏み入つて間もない頃、胸をおどらしてその竣工を喜んだ幾多の建築物の寫眞を前にして、しばし感慨無量のものがありました。

一番最後に今年25周年記念に募集した「菖蒲池厚生住宅」の當選圖案が展示され、又ガラスのケースには各種の出版物と雑誌「建築と社會」の特輯號を陳列して、先輩會員の業績をしのばせてくれました。そうしてこの各時代に活躍された會員各位の數々の偉業に對して、これからの協會を預からねばならない私達は今もつと努力を致さねばならない事を痛感致しました次第です。何時も美術館や百貨店その他の展覽會に行つてその盛澤山な展示に疲さへ覺えるのを遺憾に思つておりました私は、協會の今度の展覽會が比較的簡素に纏められながら、十分その効果を擧げておりましたのを見て私かに喜びを禁じ得ませんでした。

御堂筋へ出た途端、一機低空飛行がすさまじい爆音をもつて頭上をよぎりました。あちこちのビルから高射砲がバリバリとカン高い音を發しました。又今日も防空訓練が行はれてゐるのです。この緊迫した大東亞戰下にあつて私はまだこれから阪急百貨店に開催されてゐる青龍展を見に行かうと思つてゐるのです。御國の餘裕綽々たる處を聞いて頂いて今日はこれ位で失禮する事と致します

(以下12頁へ續く)



光 と 視 感

津 田 肇

自然の恵は豊である特に太陽の光りにをいては地を肥やし五穀を實らせ人畜を育て草木を成長させ四時折々には花を開せ又必要なるものには熱を與へ加ふるに是れを照らす物には陰影を表わし視感に直ちに此の美しき有様を受入れるのである。

四季を通じて太陽の光は凡ての物體を美化する造化の妙は實に麗はしいきわみである野に山に海に或は空に又は建造物等に限りなくしかも一律に壯嚴雄大極りなき靈峰富士の姿を照らす光は時々刻々に又四季折々の氣候に伴ひ千變萬化し言ひ表わし難き神秘的色彩をはなち特に澄み渡る曉の空にさんらんとる眞紅の光は日出の強き彩色をいりどり誰れも恍惚たるものであろう。

反對に夕陽の湖水の面にやわらかき光を映じ靜かに明日の活動を想ひながら暮色蒼然とせまり來

るときは只なんとなく淋しき趣きがある。雲間をもれる光或は岩にほとばしる飛沫にあたる光、緑の森に強くあたる夏の光線にはそれぞれ異なる微妙の感じを吾等に與へる。建造物に於ても風土に調和したる形態に且つ材料を構造物の性質によく適應して用ひられたる時にあつては屋根や壁の色に一層美觀を増すことになる且つ影なき建物に於ては影ある建物と比較し大に見劣るうらみがある。朝霧のもをこの裡に高塔をつゝむ有様は淡けれども、をだやかな光は建物を浮き上らせ誠に秀麗である。

直時する光線は畫法の45度假定以外の角度に來りたる場合影の生ずる大小と濃淡により自然異なる且つ動的に投影の感じを生じそこに無限の神秘があるやうである。

原色を好むものとしからざるものとはをのすから趣味の現度異なり是れを照らす光線は固有の色を左右し吾々の眼に映する随つて俗惡なる色は避けたきもので不快に感ずるのみならず種々なる點に悪い結果をもたらし又其の形態の如何によりても醜美に多大の影響を生ずるは當然である。

萬物一として色を持たぬものはない是れをあまねく照らし更に美化する光線は實に偉大なる力を持つものである。

自分の苦心により完成したる建物にありては着想に始まり設計を終り漸く實施に着手し日々の進捗と共に朝夕の監理に其の建物に投げかけらるゝ光線と更に影を見逃すことは到底出來ぬ終日の内常に變化する光線を受ける都度種々の感じを新にする、照さる光線の強弱と季節により材質と固有の色彩とに又形態により時として恍惚と迄はいかずとも微笑位を禁じ得ないものがありとすれば此の時吾等の持つ誇りそれは藝術の賜物にして自然に與へらるゝ影にも色にも妙美の表現力強く働き制作を一段といかすことは嬉しいことである。

光線の魅力は決してをろそかには出來ぬ、尤も夏の夕日が窓硝子を射るのはあつ苦しく決して有難からざるものなれど寒き日座敷の奥深く迄射入する光線は暖かしのどかに嬉しいものである。

建物に使用さるゝ資材の色をいかすに必要な光線と同時に水平と垂直に適當の凸凹を造り是れに依つて生ずる直射又は屈折したる影を巧に取入

るゝやう設計の際充分考慮に置くこと必要にして又建物の性質と其の形態や構造が風土と周囲の環境によく合致茲に美しき投影を求めたきものである。

以上は視感に何の異状なく五感健全の際である然るに職責上の災害に依るか又は不幸にして普通に求め得られざる栄養素の缺乏にて或は自然に視力の老衰する等により眼に缺陷を生ずることは不幸なる出来事にして實に同情禁じ得ざるものにつき知己は何等かの方法にて慰藉の道を講じたきものである。

更に大東亞戦其他國家の爲眼に傷害を受けられ視力を減じ或は失明を餘儀なくせられたる人々には其の忠烈と勞苦に對し萬腔の感謝を捧げ尙且つ深甚なる慰問をなさねばならぬ眼を病むものは人生の不幸中最も甚だしきものである五感の内何れが缺ぐとも決してよきことにはあらざれども特に視感に陰翳ををちり其の結果煩悶し更に悲哀を感じ人生最大の痛恨事である。

茲に當然必要となるは名醫である醫師とても神ならぬ人間なれば決して悪意にあらざるも誤診なしとは斷言出来ぬ又時として施療と一般の患者とを混同し論文の資料に用ひらるゝも不愉快である。

尙醫師が開業の際は治療に必要な相當の設備を政府は點檢し許可すべきものにして不衛生きわるもの或は醫療機具の不足するものありとすれば甚だ遺憾至極にして理想としては國家が醫師の生活費の幾分かを支辨し安心して職務に従事せしめ尙老大家は技術學理と共に再教育を幾年目かに新にする必要があることは既に唱へられ近く實施せらるゝ處である。

眼病は普通治療の永引くものとせらるゝも要は合理的の治療と經濟的の費用となるべし短かき期間に全快するを患者は希望するは當然のことならん尤も醫師としてはその立場よりは相當の申分もあるべく一例は現今熟の依用量極度に制限を餘儀なく受けガーゼ脱脂綿は配給量の不足に苦しめられ藥品の不足或は人の移動代用品の惡質等其他不滿のかすかすあらんも我流に作る再生品の使用と消毒の不完全は頗る危険にして日々の治療を受ける際誰れもひそかに心痛することならん。

個人の經營がよきか病院が凡ての點に優れるか其の點一利一害で又多少營利的の人と然らざるも要は眞に治療し得る紳士的人格者を見出すが大切のことにして如何に名聲赫々たる醫士としても醫術が退歩したるもの假りにありとすれば患者は誠に不仕合にして又餘り患者の求診者多き爲急速を要するものには診察料の數倍と更に普通と同一の治療をなしながら倍額の費用をむさぼる名醫あり實に不合理なる事實にして患者同志の間にツバメ即ち特急を意味し普通二三時間待機を僅か五分十分にて歸路に就かるゝは如何に人間萬事金の世の中とはいへ費用支出に經濟的に恵まれぬものに取りては誠に慨歎の至りならん此の特診とは只時間の空費を防ぐに止まり高價の代償を支拂ひながらも結論よりは決して速かに回復するか否か甚だうたがはしく不満ながらも一日々々とひきずられつゝ通院する患者には同情の外慰めの言葉はないのである。

反對に門前市をなさざる醫師にてもその技術は驚くべき確實にて眞の醫師として尊敬すべき高德の人がある斯の如き當世得難き醫師は甲より乙に又丙へと傳へ眼を病める人々に推薦すべきである。

視感の不自由となりしものは自然五感の内他の四感發達するものにして所謂勘のよくなるとは俗に云ふ如く昔より失明者にても大學者あり音樂家偉人あらわれ其他普通人の到底及ばざる傑出したる大人物のあることは既に世に知られたる如く決して落膽すべきものにあらず勿論その人々の努力に依ることも多々あらんも自然の恵はいつかは太陽の光りの如く萬物をあまねく照らす如く尙或は奇蹟的回復の機會なまにしもあらざれば悲歎の必要なく自重且つ自愛闇より光明に接すべく勇氣ををこして治療に邁進すべきである特に重ねて戰傷の爲眼を病まるゝ將士其他の各位には政府の信賴し得る病院に執務せらるゝ眼科醫のすぐれたる技術により専心治療につとめられ充分加養の上視力の回復の一日も速かならんことを切に祈る次第である。

(昭和17年10月稿)

(筆者は 津田鑿建築設計監督事務所長)

必携刊行部會

(第1回)

時 7月16日午後6時—8時
所 陳列場
出席者 松本、佐藤、大下、小西、星

議 事

書記長より経過報告後、會勢幹事會提案主旨を述べ、次で小西氏より詳細説明後、松本氏主査となり下記の通り協議す。

1. 至急具體化を計るため、主査より次回迄に要目案提出の事
2. 名稱は次回迄に一同考へ置く事
3. 要目案及進行方針等を次回より研究の事

(第2回)

時 8月6日午後6時—8時
所 陳列場
出席者 主査 松本
委員 小西、大下、星

議 事

1. 要目案撰定に先ち、下記の通委員追加の件
永澤毅一、河合喜三郎、池田宮彦、増山新平、篠原太郎、久良知丑二郎、山本義樹、伊東宗太郎、三橋國太郎、以上九氏

(第3回)

時 8月18日午後6時—8時
所 陳列場
出席者 主査 松本
委員 小西、大下、星、永澤、池田、久良知、山本、三橋

議 事

1. 主査より経過報告後、松本氏都合に依り主査を池田氏に依頼、同氏快諾。次で下記の如く幹事

決定。

池田、小西、大下、星、久良知、河合、
2. 池田主査より就任挨拶後、各自要目案の検討
(第4回)
時 8月29日午後6時—9時
所 俱樂部室
出席者 主査 池田
幹事 小西、大下、久良知、河合、

議 事

主査より〃要目案〃提出あり、各幹事審議検討す。

(第5回)

時 9月10日午後6時—9時
所 俱樂部室
出席者 主査 池田
幹事 小西、久良知

議 事

1. 主査より〃建築家必携刊行に關する件〃案提出あり、下記の如し。
要目・發表の形成・原稿の取得・原稿見本・原稿の内容
2. 要目案の審議検討

(第6回)

時 9月19日午後6時—8時
所 俱樂部室
出席者 主査 池田
幹事 小西、星、久良知、河合

議 事

1. 要目案の審議検討

(第7回)

時 9月28日午後6時—8時
所 陳列場
出席者 主査 池田
幹事 小西、星、久良知、河合

委員 増山、山本

議 事

1. 〃建築必携〃執筆者募集の文案作成の件
2. 要目案に対する執筆担当者選定を次回持寄の件

(第8回)

時 10月2日午後6時—8時
所 陳列場
出席者 主査 池田
幹事 小西、大下、星、
委員 佐藤、三橋

議 事

1. 要目案に対する執筆担当者選定の件

記念史編纂部會

(第7回)

時 9月9日
所 俱樂部室
出席者 錦田、尾龜、塚本、西村、志賀、川勝

議 事

各委員下記の如く協議す。

1. 編纂分担委員は去る6月20日協會より發送せる參考資料に基き執筆の事
2. 總目次は原稿完了後、別に打合會を開く事

(第8回)

時 11月20日
所 俱樂部室
出席者 主査 伊藤和夫
委員 尾龜、川勝、竹内、塚本、西村、廣瀬、宮崎

議 事

塚本氏より委員會關係原稿。竹内宮崎、西村氏より總目次關係原稿

各提出あり。次回12月10日迄に
未集分の原稿督促の事

編輯幹事會

時 11月6日
所 俱樂部室
出席者 幹事長 小林
常務 伊藤、大下
幹事 川勝、桐本、尾龜、
西村

議事

1. 11月號校正工程經過報告の件
2. 12月號掲載原稿蒐集狀況報告の件
3. 昭和18年1月號編輯構成協議の件

常務會

(第18回)

時 10月8日午後5時—6
時30分
所 陳列場
出席者 理事
竹腰副會長 松本副會長
常務 佐藤主記 中西主記
西澤主記 藪中主記
小林主計 松久保主
計 小林編輯

議事

1. 會旗募集圖案審査の件
 2. 名譽賛助員推薦の件
 3. 陳列場一部利用に関する件
 4. 木材公定價格に関する建議の件
 5. 京都支部設立に関する件
 6. 昭和18年度豫算編成並に總會
日豫定の件
 7. 兵庫縣建築協會より講演會共同
主催方申出の件
 8. 學會對協會問題に関する件
 9. 會員詮衡
- 報告
1. 記念事業關係諸報告
 2. 8月分會計報告
 3. 出征、除隊報告

(第19回)

時 10月19日午後5時40

分—7時

所 陳列場

出席者 理事 松本副會長

監事 池田監事

常務 佐藤主記 中西主記

藪中主記 小林主計

松久保主計 大下編輯

小林編輯 錦田編輯

議事

1. 昭和18年度豫算に関する件
2. 評議員會開催に関する件
3. 給仕辭職願出の件
4. 會員詮衡

報告

1. 日本ポルトランドセメント同業
會よりセメント製章牌寄贈方申
出の件

2. 出征報告

(第20回)

時 11月2日午後5時10分
—6時20分

所 陳列場

出席者

理事 片岡 會長 松本副會長

常務 桐本主記 佐藤主記

中西主記 西澤主記

松久保主計 伊藤編輯

大下編輯 小林編輯

議事

1. 記念事業に關し評議員會並に總
會に報告の件
2. 俱樂部室に関する件
3. 會勢幹事會より具申の件
4. 會費滞納者處置に関する件
5. 事務員辭職願出に関する件
6. 會員詮衡

報告

1. 9月分會計報告
2. 對學會問題に關し既往理事、監
事と懇談の件
3. 記念事業報告
4. 出征、入營報告

(第21回)

時 11月16日午後5時45
分—7時30分

所 陳列場

出席者 理事 松本副會長

監事 池田監事

常務

桐本主記 佐藤主記

中西主記 藪中主記

小林主計 松久保主計

伊藤編輯 小林編輯

議事

1. 建築新體制要綱建議に關する件
2. 「南方建築展覽會」建築學會と
共同主催の件
3. 會員詮衡

報告

1. 建築聯合協議委員會成案に關す
る件
2. 建築聯合協議委員會經過報告
3. 建築學會より建築工養成に關す
る建議につき申越しの件
4. 出征、除隊報告

陳列場幹事會

時 10月21日午後6時20
分—7時30分

所 陳列場

出席者 幹事長 松久保

常任幹事 道田

幹事 楠瀬、中西、矢
田

協議事項

1. 明年度陳列場豫算の件
2. 材料研究會に關する件
3. 二日會秋季會合の件

會勢幹事會

時 11月9日午後6時20分
開會

所 協會事務室

出席者 常任幹事 伊東、尾龜、岩
佐

協議事項

1. 會員倍加の具體的方法に關する
件

評議員會

1. 昭和17年11月2日
大阪市北區中之島3丁目3番地
朝日ビルヂングに於て評議員會
を開催す

- 出席者下記之通り評議員12名
伊藤和夫、尾龜清四郎、大下順三郎、桐本楠雅、黒田茂、小林清、佐藤正次郎、中島喜平、中西六郎、西澤藤生、松久保敬三、松本儀八

- 午後6時10分開會評議員今北乙吉氏逝去に付黙禱を捧げたる後理事副會長松本儀八氏議長となり只今出席者12名なるも本日は再度の召集なるを以て定款第24條但書により定款を問はず本會成立の旨を告げ直ちに議事に入る

議案

- 第5號昭和18年度收支豫算に関する件

議長主計より原案に付説明する旨を告げ松久保主計起立各員に配布の原案に基き逐條的に詳細説明議長より質問の有無を問ひたるに質問者なく依て本案を承認と認めて差支なきやを語りたるに異議なし々々の聲あり全會一致承認可決確定

議案

- 第6號會費滯納者處置に関する件
議長主計より説明ある旨を述べ中西主計起立長期に亘る會費滯納者現在53名あり今日迄其拂込方に付最善を盡したるも到底取納の見込なく如何處置致すべきやを語る結局止むを得ざるものと認め除名處分に附することに決定

但し知人の方あれば何分の手配を煩し年内は處分を保留して拂込ありたる會員は處分を取消することゝす

- 次で議長より議事録の代表署名者に下記2氏を指名し其承諾を得たり

黒田 茂君 小林 清君

- 茲に於て議長より本日の評議員會は之を以て閉會する旨を宣し散會す時に午後6時50分

尙本日の議案にあらずるも記念事業特別會計に付松久保主計より中間報告をなす

創立二十五年記念事業諸行事

記念式典(表彰式並祝賀式)

時 3月30日午後4時——8時

所 中央公會堂

出席者 217名

記念式典に引續き表彰者167名に對し會長より表彰狀並に賞牌を授與次で多數來賓の參例を得て祝賀晚餐會を舉行列席者一同に記念品を贈呈盛會裡に終了

慰靈祭

時 6月28日午後2時——4時

所 中央公會堂

出席者 115名

物故會員288柱の遺族54名參拜片岡會長祭主となり神式により嚴肅に舉行の上盛儀裡に無事終了

見學會

時 5月10日(第1回)

所 京都市内庭園茶席見學

出席者 87名

時 6日8日——12日(第2回)

所 東北地方見學

出席者 32名

時 9月23日——24日(第3回)

所 赤穂方面見學

出席者 34名

時 11月8日——13日(第4回)

所 九州地方見學

出席者 28名

上記4回共好天氣に恵まれ盛會裡に無事終了

防火改修展覽會

時 6月25日——7月16日

所 本會建築資料綜合陳列場

觀覽者 延人員1215名

改修考案圖及實物見本の懸賞募集をなし入選者を會場に發表す

建築と防空展覽會

時 9月29日——10月4日

所 大阪大丸

時 10月20日——26日

所 京都大丸

兩會場共毎日數萬の觀覽者あり大衆に防空知識を普及せしめ得て盛況を呈す

都市防空講演會

廣 島 9月21日 於廣島商工會議所講堂

小 倉 9月22日 於朝日講堂

福 岡 9月23日 於西日本新聞社講堂

京 都 9月28日 於朝日會館

名古屋 9月29日 於朝日會館

神 戸 10月6日 於海員會館

大 阪 10月7日 於朝日會館

各會場共超滿員の盛況にて聴衆に多大の感銘を與へた

防火改修技術講習會

時 11月12日——14日

所 久寶國民學校講堂

聴講者 300名

三日間に亘り聴講者熱心に受講其間改修現場の見學を行ひ最も有意義に然も盛會裡に無事本會を終了

菖蒲池厚生住宅展覽會

時 11月28日——12月6日

所 奈良縣菖蒲池現地

出品戸數 24戸

出品者 大林組、竹中工務店、清水組、藤木工務店、木村組、岡本工務店、星双社、上田組

27日を招待日とし28日より6日間雨天の日までも熱心なる希望者續々と來場盛況を呈す

尙上記の外記念事業の一として次の行事をなす

◎其方面よりの委嘱による南方勤務の技術者募集に關し其要項を全會員に通知幹旋す

◎出征、入營會員に新聞、雜誌等を連續的に發送慰問し今尙續行中

◎本會會旗の圖案を懸賞募集の上佳作者5名を決定夫々授賞す

會員動靜

入 會

會 員

佐藤 武雄君 住吉區天王寺町3377
(今宮工業學校)
山田 一義君 京都市上京區寺内通
千本東入上ル井田町
(京都府建築課)
太田 良吉君 西區南堀江上通1の
32(竹中工務店)
河上 源松君 東成區片江町4の13
4(建築設計自營)
川上 與吉君 南區田島町20(古川
組)
北澤 壽一君 西區川口町2(建築
設計自營)
鈴木 進君 府下豐中市岡町幸通
3竹友寮内(竹中工
務店)
住田榮次郎君 此花區茶園町132(竹
中工務店)
富田 清吉君 港區三條通3の10
(自營)
西村 健君 神戸市須磨區川上町
3の29(兵庫縣警察
部建築課)
平田 榮君 西成區橋通2の7(自
營)
三宅 精策君 豐中市岡町幸通3の
885 竹中寮(竹中工
務店)

地方會員

紙谷 義一君 大分市中島六條2

(株式會社松村組)

堀部 芳次君 宮崎縣都城市鴻池組
出張所(鴻池組)

特別賛助員

池田雅一郎君 天王寺區大道3の124
池田 篤夫君 神戸市葺合區八幡通
5 推名營業所内(推
名營業所)
大島居 正君 普通賛助員ヨリ轉格
奥津又一郎君 堺市百舌島百濟町1
(東亞塗料工業所)
西村 守幸君 西區北堀江御池通1
の1 浪速土地建物會
社内(浪速土地建物
會社)

普通賛助員

荒川鋼四郎君 西成區粉濱本町2の
31(本間荒川建築事
務所)
井上 隆章君 西宮市中葭原町2の1
古賀 一義君 旭區中宮町747 靜柳
莊
阪田 富雄君 浪速區稻荷町2の94
7(本間荒川建築事
務所)
水野 浩治君 西成區粉濱本町2の
1(本間荒川建築事
務所)
本田 義夫君 尼ヶ崎市濱八反田9
の2(竹中工務店)

退 會

會 員

櫻井金次郎君、住田 季吉君、
高井 久一君、谷川祿太郎君、
安井源一郎君

地方會員

飯島 邦道君、木村利久次君、
矢澤 芳明君、和久 献二君、

特別賛助員

佐藤興三藏君

普通賛助員

神田 龜司君、林田 信二君、

轉居・轉勤

會 員

伊藤 正文君 西區土佐堀8 伊藤正
文建築事務所
柏 貞雄君 東成區腹見町3の43
中垣 楠一君 住吉區平野西之町14
5
佐々木俊朗君 京都市上京區烏丸通
下立賣上ル
成川源三郎君 豐中市大字新免 397
の1(勤務先)日本
アルミニウム製造所
建築課
稻垣 好謙君 (勤務先)東區本町
4の57の1株式會社
西本組大阪支店
香川 善男君 (勤務先)東區本町
4の57の1株式會社
西本組大阪支店
谷口 維郎君 (勤務先)東區本町
4の57の1株式會社
西本組大阪支店
鈴木彌一郎君 吹田市濱田町2725
高畑 滋君 第六海軍軍用郵便所
氣附
宮澤 由彦君 神戸市神戸區江戸町
98竹中工務店
三國 利道君 若林工業株式會社(勤
務先)
森 晃君 橋本組(勤務先)
鎌田 芳雄君 京都市伏見區竹田七
瀬川町90
岩田 愛吉君 西淀川區佃町1の46
大井弘次郎君 長谷郡竹腰建築事務
所(勤務先)

地方會員

富永 龜雄君 和歌山縣日高郡和田
村和歌山健療工事不
動建築株式會社出張
所
内藤 資忠君 新京特別市安達街51
6(勤務先)新京中
央通26(建築事務所)

自營)

福田 享吉君 愛知縣寶飯郡豊川町
錢高組詰所

樽井 清郎君 東安省東安市公署工
務科建築股内

今井 齊君 廣島市皆實町2の50
4山本方

林 政一君 名古屋市中種田代
町堀割 122

桑原 勇君 岡山縣玉野市 玉 295
の57

井上 新二君 内務省防空局建築課
長

荒木 正利君 新京市滿鐵新京工事
事務所

竹中 稔雄君 岡山市福田 252 不動
建築事務所

廣畑重太郎君 岡山市福島上町82

坪井 善勝君 東京市澁谷區猿若町
16 (勤務先) 千葉市
彌生町東大第二工務
部建築學科

小林 清造君 和歌山市湊鴻池作業
所

遠山 久君 奉天市鐵西區雲峯臺
3段10號

三木 來三君 臺南州曾文郡麻豆街
麻豆1429住吉組支店
内

松井 一男君 東舞鶴市宇港尻矢助
1006

藤田 靜雄君 兵庫縣明石郡大久保
町谷八木 (勤務先)
住宅營團大阪支所

特別贊助員

神村 齊君 旭區今福中 1 の 155
の4

船木 鐵雄君 日本カーバイドエン
ジン株式會社 (勤務
先)

普通贊助員

繁岡 鎮君 東京市世田ヶ谷區北
澤 2 の 259 朱明莊別

館内

梅津 京君 住吉區山阪町 2 の 72
長野高方

岩井 元義君 西區本田通 2 の 68

樋口 正君 府下布施市大字森河
内 642

吉岡 健君 西部第七部隊辻村隊

武田 肅君 吳市宮原通 2 の 28 の
1 木原方

死 亡

會 員

上田壽一郎君 昭和17年10月24日逝
去

野澤 勉君 昭和17年10月30日逝
去

宮川 豐藏君 昭和17年10月31日逝
去

(謹んで哀悼の意を表す)

社 團 日 本 建 築 協 會 役 員 及 幹 事 ・ 委 員 (昭和十七年度)

役 員

常 務 會

理事	會長	片岡	安
同	副會長	竹腰	健
同	同	松本	儀
監事	同	池田	宮
同	同	鈴木	一
常務	主記	桐本	楠
同	同	佐藤	正
同	同	中西	西
同	同	藪中	一
同	主計	小林	三
同	同	松久	保
同	同	和田	貞
同	編輯	伊藤	順
同	同	大下	林
同	同	小錦	田
同	同	同	直

評 議 員 會

評議員	伊藤	和夫
同	伊藤	武文
同	池田	宮久
同	池田	谷春
同	石井	達雄
同	石原	達乙
同	今北	信吉
同	岩佐	甚太郎
同	岩崎	賀一
同	宇都宮	藤次郎
同	海野	浩太郎
同	小川	正四郎
同	尾龜	清順
同	大津	利雄
同	岡田	孝男
同	岡野	寛次郎
同	岡本	新正
同	景山	明

同	笠井	新十郎
同	辛木	貞夫
同	川勝	健二
同	桐本	楠茂
同	黑田	林清
同	小林	三造
同	佐藤	正次郎
同	坂本	啓一
同	笹岡	美代吉
同	清水	知重
同	芝田	原部
同	菅園	部
同	高松	平太郎
同	竹内	佐平
同	竹中	景一
同	谷民	亮一
同	内藤	喜平
同	中西	六郎
同	中村	昌三
同	中村	義雄
同	西澤	藤生
同	山田	直三
同	錦野	忠一
同	平藤	元吉
同	松久	保敬
同	道田	泰治
同	宮田	秀治
同	村定	幹夫
同	森中	一良
同	藪山	口正
同	山田	壯二
同	山本	磯十郎
同	吉田	吳治
同	和田	貞治

幹 事

建築資料綜合陳列場幹事會

幹事長	松久	保敬	三
常任幹事	野中	駒市	
同	道田	泰治	郎
同	伊東	宗太	郎
同	大下	順三	郎
同	楠瀬	弘美	吉
同	柳岡	美代	郎
同	笹西	澤藤	藏
同	中西	鐵	郎
同	矢田	吳	郎
同	吉		

編輯幹事會

幹事長	小林	清
幹事	伊藤	和夫
同	尾龜	清四郎
同	大下	順三郎
同	岡田	孝男
同	川勝	健二
同	桐本	楠雄
同	志賀	龍平
同	竹內	佐次
同	塚本	信一
同	西村	直一
同	錦田	初夫
同	廣瀬	崎春
同	宮田	秀穗

會 勢 幹 事 會

幹事長	山脇	友三郎
常任幹事	伊東	宗太
同	岩佐	信四郎
同	尾龜	清之助
同	河津	中駒
同	野星	廣文
同	伊藤	武文

同	小	川	久	市
同	大	下	順	三
同	川	勝	源	兵
同	小	西	一	良
同	小	林	三	造
同	左	谷	陽	充
同	佐	藤	正	次
同	佐	原	忠	雄
同	佐	岡	美	代
同	佐	岡	義	太
同	島	廣	實	藏
同	末	原	徹	郎
同	菅	原	徹	郎
同	鈴	木	隆	夫
同	谷	野	順	次
同	中	田	憲	彦
同	前	中	一	良
同	藪			

俱樂部室幹事會

幹事長	三	浦	茂
常任幹事	吾	妻	義
同	高	坂	信
同	高	松	平
同	內	田	成
同	西	澤	藤
同	服	部	圭
同	藪	中	一
同	吉	本	政
同			次
同			郎

圖書刊行幹事會

(法規刊行部)

部長	玉	置	豐	次	郎
幹事	淺	野	弘	治	明
同	畔	上	眞	正	幹
同	景	山			
同	橫	見			

委員

材料委員會

委員長	楠	瀨	澈
幹事	楠	弘	美
同	道	田	泰
同	後	川	柳
同	高	田	利
同			一
同			郎

同	竹	內	千	代	松
同	野	中	駒	市	
同	前	野	慶	太	郎
同	松	久	保	敬	三

住宅委員會

委員長	伊	藤	和	夫
幹事	岡	本	忠	行
委員	石	井	利	雄
同	小	林	青	苗
同	菅	原	徹	郎
同	中	野	順	次
同	矢	田	鐵	藏
同	吉	田	信	武

創立二十五年記念事業

幹事會

幹事長	松	本	儀	八
副幹事長	中	西	六	郎
同	松	久	保	敬
常任幹事	伊	藤	和	夫
同	須	賀	藤	五
同	鈴	木	一	幸
同	藪	中	一	良
同	今	林	彦	太
同	阪	口	芳	三
同	竹	腰	健	造
同	棚	橋	諒	一
同	富	士	岡	重
同	堀	井	啓	治
同	山	崎	英	二
同	山	脇	友	三

菖蒲池厚生住宅展覽部會

部長	中	西	六	郎
委員	岩	佐	信	也
同	岡	田	孝	男
同	岡	部	顯	則
同	小	林	清	造
同	小	林	三	造
同	篠	田	寶	五
同	鈴	木	忠	五
同	增	山	新	平
同	松	久	保	敬
同	阿	澄	一	次

記念史編纂部會

部長	伊	藤	和	夫
委員	尾	龜	清	四
同	大	下	順	三
同	川	勝	健	二
同	桐	本	楠	雅
同	小	林	龍	清
同	志	賀	佐	雄
同	竹	內	平	治
同	塚	本	猛	次
同	西	村	信	一
同	錦	田	直	一
同	廣	瀨	初	夫
同	宮	崎	春	夫
同	宮	田	秀	穗

講演、講習部會

部長	伊	藤	和	夫
委員	生	田	五	郎
同	大	野	勝	三
同	坂	本	啓	一
同	鈴	木	忠	五
同	瀧	澤	眞	弓
同	棚	橋	諒	次
同	中	野	順	次
同	中	村	吉	太
同	錦	田	直	一
同	富	士	岡	重
同	藤	田	令	二
同	增	井	敏	克
同	森	口	信	武
同	吉	田	信	武

講演會名古屋委員

委員	五	十	嵐	芳	雄
同	井	戶	田	國	松
同	小	栗	治	平	平
同	大	倉	由	平	雄
同	河	田	明	久	郎
同	城	戶	太	四	郎
同	後	藤	米	豐	次
同	佐	藤	置	富	二
同	玉	置	谷	川	富
同	長	谷	田	治	治
同	稗	田			

同	岡	野	寛	次
同	岡	本	忠	行
同	小	林	俊	三
同	住	野	一	義
同	星	廣	文	文
接	伊	藤	武	也
待	岩	佐	信	明
係	景	山	正	寶
	篠	田	義	雄
	中	村	敏	克
	増	井	磯	十
	山	本	郎	郎
	吉	田	吳	

表彰部會

部	長	鈴	木	一	幸
委	員	桐	本	楠	雅
同		小	林	五	清
同		須	賀	郎	三
同		松	久	保	敬

慰靈祭部會

部	長	佐	藤	正	次	郎
委	員	石	原	達	偉	郎
同		今	林	彦	太	郎
同		谷	民	藏	一	
同		錦	田	直		

慰靈祭部各係委員

設	石	原	達	偉
備	大	塚	義	威
係	増	山	新	平
	三	浦	邦	茂
	山	田	吳	夫
	吉	田	武	郎
接	伊	藤	彦	文
待	今	林	太	郎
係	黑	田	平	治
	竹	内	民	藏
	谷	村	義	雄
	中	村	昌	三
	中	本	磯	十
同	山	本	磯	十
同	岩	崎	甚	太
同	字	賀	一	郎
同	岡	野	寛	次

同	菅	原	徹	郎
同	錦	田	直	一
同	前	田	憲	彦
同	山	口	正	一
同	伊	中	茂	一
同	岩	藤	幸	一
同	小	佐	信	也
同	尾	川	正	郎
同	岡	龜	清	四
同	岡	田	久	一
同	景	本	忠	行
同	笠	山	正	明
同	坂	井	新	十
同	笹	本	啓	一
同	清	岡	美	代
同	高	水	太	升
同	竹	松	平	郎
同	中	中	景	一
同	野	島	喜	平
同	藤	中	駒	市
同	星	田	元	吉
同	堀	内	廣	文
同	増	井	四	知
同	道	田	敏	丸
同	宮	泰	治	郎
同	矢	飼	克	二
同		田	鐵	藏

出征慰問部會

部	長	池	田	谷	久	吉
委	員	岡	本	新	次	郎
同		川	勝	健	二	
同		北	垣	熊	介	
同		桐	本	楠	雅	

見學部會

部	長	松	本	儀	八
幹	事	伊	東	宗	太
同		大	下	順	三
同		河	津	喜	之
同		三	浦	清	四
同		尾	龜	繁	一
同		川	人	平	郎
同		高	松	四	丸
同		堀	内	知	二
同		山	田	壯	

同	淺	野	繁
同	岩	尾	衛
同	小	林	三
同	菅	飼	二
同	宮	常	郎
同	寺	井	忠
同	藤	村	俊
同	松	口	雄
同	山	本	正
同	山	磯	十

建築必携出版部會

部	長	池	田	宮	彦
委	員	伊	東	宗	太
同		大	下	順	三
同		河	合	喜	三
同		久	良	地	丑
同		小	西	正	一
同		佐	藤	原	次
同		篠	澤	太	郎
同		永	澤	毅	一
同		西	澤	藤	生
同		錦	田	直	文
同		星	廣	新	平
同		増	山	儀	八
同		松	本	國	郎
同		三	橋	太	
同		山	本	義	樹

建築と防空展覽部會

部	長	池	田	實
委	員	池	田	宮
同		桐	本	楠
同		小	林	清
同		竹	内	平
同		寺	岡	眞
同		中	西	六
同		西	澤	藤
同		樋	口	辰
同		古	塚	正
同		増	井	敏
同		松	久	敬
同		松	本	儀
同		的	場	一
同		藪	中	浩
同		若	山	良
同			旅	人

主 委 同 同 同 同	同	第一部會		
		查	矢田鐵藏	
		員	石原達偉	
			小川正	
			笹岡美代吉	
主 委 同	同		道田泰治郎	
			吉田吳郎	
		第二部會		
		查	吉田信武	
		員	福富正治次	
主	同		山本拳次	
		查	第三部會	
		主	錦田直一	

委 同 同 同 同	員	川勝健二	
		菊池庄太郎	
		寺岡眞	
		水本正夫	
		横見幹	
主 委 同 同 同	同	第四部會	
		查	的場浩
		員	板垣精治郎
			塚本猛次
			藤田令二
主 委	同		若山旅人
		同	第五部會
主 委	同	查	小林清
		員	尾龜清四郎

同 同 同 同 同	同	川勝健二	
		廣瀬初夫	
		星廣文	
		宮崎春夫	
		宮田秀穂	
部 委 同 同 同 同	同	防火改修講習部會	
		長	錦田直一
		員	岡田達彌
			川勝健二
			桐本楠雅
同 同 同	同		小泉嘉四郎
			中村吉太郎
			中村收次郎

建 築 と 社 會

第25輯 第12號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢（郵税2錢）
12冊 6圓（ク 24錢）
昭和17年12月5日印刷 昭和17年12月10日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印刷人

大阪市北區朝日ビル日本建築協會内
印刷所 新日本印刷有限會社
大阪市北區南錦町46番地

發行所 社團 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)

振替口座大阪 39975番
日本出版文化協會會員番號222043

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無斷にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二五集 第二二号 掲載広告一覧（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

三菱商事

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

萩工業

山田工務店

大阪伊丹商店

旭暗幕

東洋リノリウム

東亜化工

小西勝太郎商店

椎名営業所

復刻版 建築と社会 第77巻

1995年7月10日 発行

本体価格 18,000円

発行者 船橋 治

発行所 不二出版株式会社

〒113 東京都文京区向丘1-2-12
TEL03(3812)4433

印刷所 三進社

製本所 青木製本所

落丁、乱丁本はおとりかえいたします。